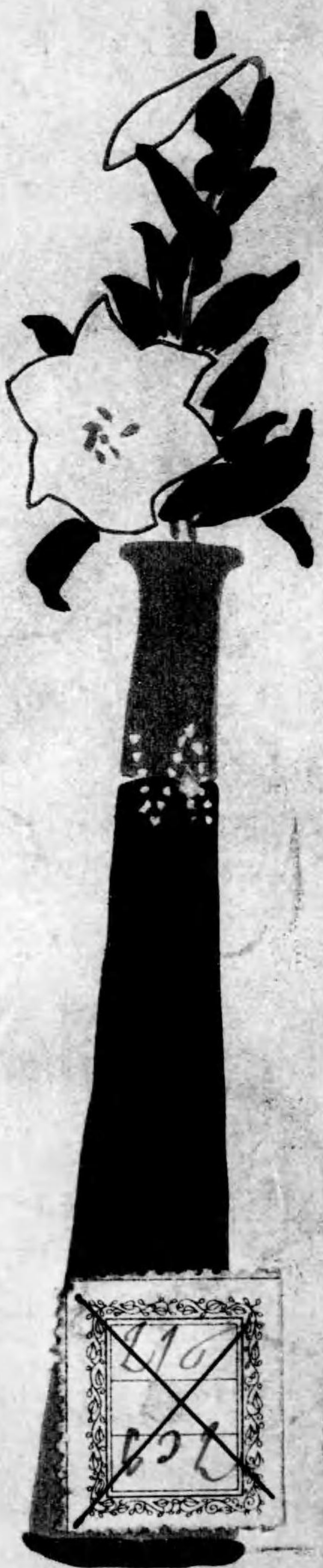


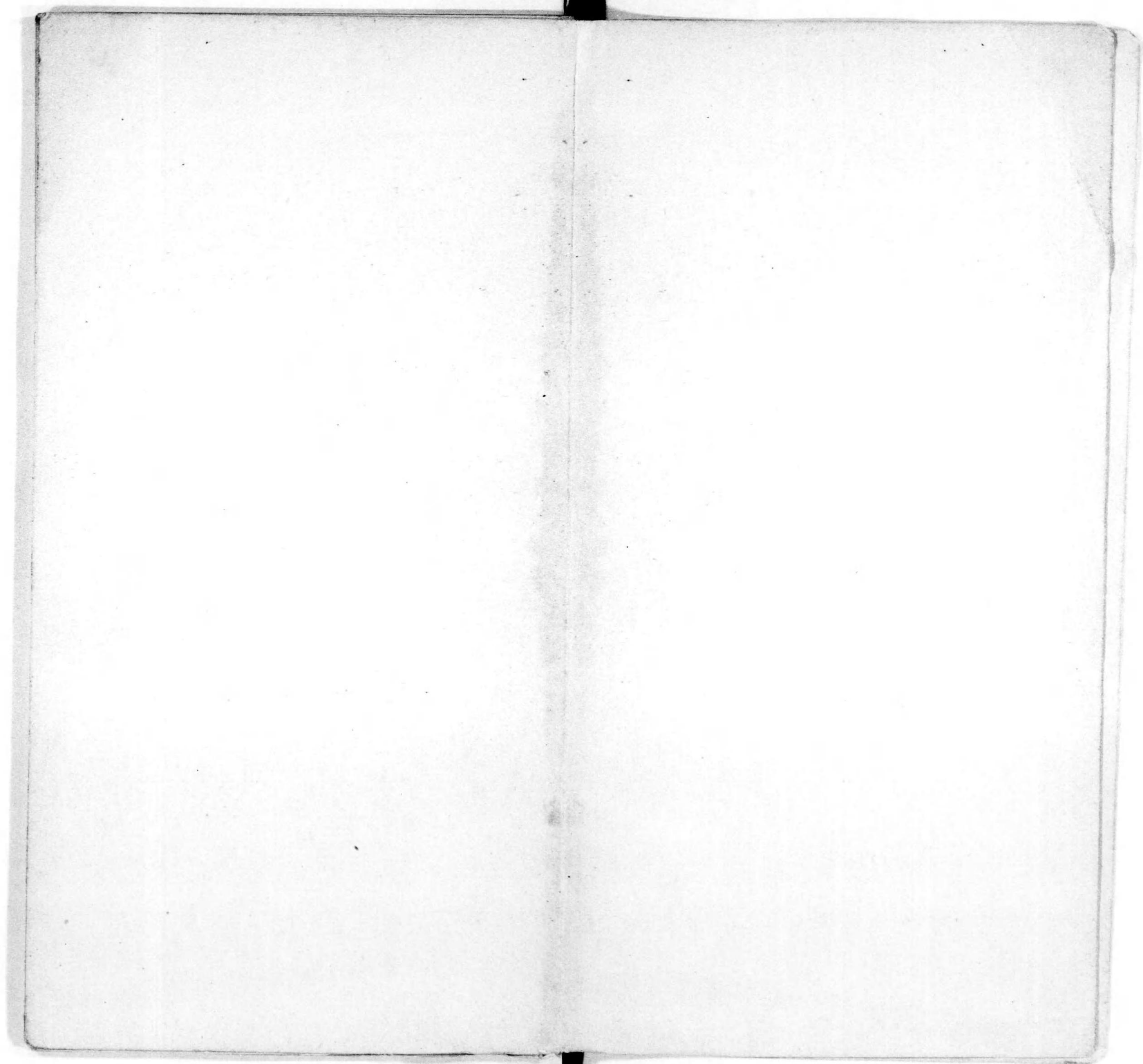
文學士 中村徳五郎著  
修養講話



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 <sup>19</sup>/<sub>70</sub> 1 2 3 4 5

始





特100

244



文學士 中村德五郎著

修養講話

大正  
3. 9. 17  
内交

## 自序

曾て人生の不可解なるを嘆じて、身を華嚴の瀧に投ぜる一青年ありし以來、薄志弱行の徒又た之に倣ひて、阿蘇淺間の噴火口に其の身を投ずるもの勢からず。蓋し是れ自己のみありて他あるを知らず、煩悶の極遂には其の自己をも忘却するに至るに依るなり。自己は自己の自己に非ず、宜しく家國を顧みるべきなり。人道は天道なり。天人一に歸する所即ち道の極なり。故に道は時間空間を問はず萬古不變なり。此の道を其の家國の上に經緯したるものは國民道徳なり、而して日本國民道徳は、日本國體の無界無比なると共に又た萬邦に卓絶し、天人歸一の域に達して其の精髓を發揮し得べし。今の青年、斯る卓絶せる日本道徳の精髓を發揮せしめずして、徒らに燦爛たる物質的文明の外觀に眩迷せらるゝものあるは何ぞや。現代は現代の現代に非ず、即ち過去の延長にして將來の先驅なり。故に父祖に誠忠なるの青年は、後昆に慈愛なるの青年なり。世は假令虚飾虚榮に流れ、詐妄欺瞞を敢てし、節義を失ひ、廉耻を顧ざることあるも、國家の柱石たる青年にして質實剛健ならば、其の國家の前途は又た多く憂ふるに足らざるなり。今の青年、

果して克く身を以て國家の柱石に任じ、奮然として他日の大成を期し、夙夜心身の鍛錬修養を積むの英氣ありや否や。

學問智識の光輝は、黄金の光輝を壓するは勿論なるも、其の學問智識の光輝をして益々熾ならしむるものは、實に高尚なる品性、絶大なる人格の力に待たざるべからず。蓋し智ありて徳なきは、其の智却て人を害するこゝとあり。故に學術技藝の研究は固より忽にすべからざるも、徳器の成就は更に之より切要なるものあるなり。東西の文明日に接觸して、彼我の長短互に交錯せんとするの時、我が日本の青年は如何に其の身を修養せんとする歟。自覺せよ、反省せよ、奮勵せよ、鍛錬せよ、而して大に成功せよ。本書は之れが指針たるを得ば則ち幸なり。

大正三年八月

著者 中村徳五郎識す

# 修養講話目次

## 自覺篇

### 第一講

人格の崇高

#### 第一話

言行と人格

人間本來の任務 人格は眞正の權威と勢力 青年は國家の柱石 人格、品性とは何ぞや 言行の不滅 吾人は吾人の吾人に非ず 其の獨を慎む 大丈夫とは何ぞや 爵位なきの爵位

### 第二話

至誠と人格

○目 次

至誠は其眞價を失はず 至誠とは何ぞや 天人合一の域 至誠ならざる者とは何ぞや 至誠一貫の大道 神は邪曲を容れず 公明正大は一に至誠より出づ 公明至誠ならば國家又は何をか憂へん

第二講 自主自立

自主自立

……………一六

第一話 立志力行

立志力行

……………一六

青年者の任務 創業と守成の二要素 現代は現代の現代に非ず 自主と自我と 精神一到金石亦た透る 自立と孤立と 立志奮勵 人生禍福の分岐點 志は高尚遠大なるを要す 人生は葦露の如し 光陰は人を待たず 唯だ今日を努めよ

第二話 自信邁往

自信邁往

……………二七

自信力の鞏固 天は自ら助くる者を助く 倦まず撓まず漸を以て進むべし 志なきを憂へよ 暇なきを憂ふる勿れ 我國青年の缺陷性 國家の患ふる所は國民の性行にあり 一忍百勇を支ふ 艱難は汝を玉にす

第三講 精力と強健

精力と強健

……………三六

第一話 精力の不滅

精力の不滅

……………三六

精力とは何ぞや 精力の不滅 精力と自信力との關係 精力の發揮 人類の盛衰存亡と精力 向上發展と精力の傾注 精力の消耗分散 大精力家の實例

第二話 健康と精力

健康と精力

……………四五

病弱は人生の最大不幸 自己の身體は自己の身體にあらず 衛生と健

○目 次

康 〓 公衆衛生と個人衛生 〓 健康保持の消極法 〓 健康保持の積極法 〓 身體の錬磨と精力の發揮 〓 精神と身體との調和 〓 體力と健康 〓 健全なる身體と健全なる精神 〓 偉人と長壽 〓 天壽の保全

第四講

現代の趨勢

.....六一

第一話

東西文明の接觸

.....六一

東西文明の差違 〓 日本國は精神的文明の最一 〓 泰西の國家 〓 貴族的發達と平民的發達 〓 基督教の傳來と泰西諸國との交通 〓 葡萄牙人の來航 〓 邦人の西航 〓 織豊時代の狀況 〓 徳川幕府の政策 〓 初は開國進取 〓 基督教の禁止と鎖國政策 〓 幕末の騷擾と開港五市 〓 明治維新の鴻業 〓 國威の宣揚 〓 東西文明の接觸

第二話

新時代と新人物

.....七八

封建壓制の世 〓 文明自由の世 〓 世態の變遷と今昔の別 〓 時代の變遷 〓 古今一貫の大道 〓 新時代新人物の意義 〓 學問と徳操と伴ひ難し 〓 現代の時弊を如何に矯正すべきや 〓 青年の元氣と國家の隆盛

風紀篇

第一講

家庭と郷土

.....九一

第一話

家風家憲

.....九一

國憲國俗と家憲家風 〓 家風の一例 〓 家憲の一例 〓 家族制度とは何ぞや 〓 家庭の和樂 〓 忠臣は孝子の門より出づ 〓 孝道とは何ぞや 〓 日本婦人

の美德 〓 悌道とは何ぞや 〓 家庭教育の良否 〓 家庭に於ける精神的感化

第二話 郷風の善美

..... 一〇九

郷土は父祖の墳墓の地 〓 往時の追懐 〓 懷郷の至情 〓 報本反始の至誠 〓  
氏神及び産土神と郷風 〓 氏族即ち血族團體 〓 地域團體と氏神及び産土  
神 〓 郷黨の和合團結と郷風の振興 〓 自治體の組織と自治の精神 〓 公民  
權の尊重と公吏の廉潔 〓 郷黨の模範

第二講 綱紀と民風

..... 一二四

第一話 上下一誠

..... 一二四

上流人士の本務 〓 綱紀の嚴肅 〓 右文左武 〓 得失利弊と文武兩道の調和  
〓 文の徳 〓 文の弊 〓 武の徳 〓 武の弊 〓 現代の時弊を矯めよ 〓 上下徳を

一にし貫くに一誠を以てすべし

第二話 社交及世務

..... 一三六

日本國家と臣民 〓 公共生活の幸福と安全 〓 公德の意義と其の要旨 〓 個  
人主義の危害 〓 公益世務に對する本分 〓 公益と私益と私慾と 〓 私慾の  
禍害と大義高節の美德

第三講 選舉と言論

..... 一四三

第一話 選舉の公正

..... 一四三

立憲國民の本分 〓 選舉は權利にして又た義務なり 〓 政府と議會 〓 内閣  
官制の新定並に宮内、宮中、樞密院 〓 帝國議會の組織及び權限 〓 選舉  
者及び被選舉者の心得 〓 公民の耻辱



○目 次

第二話 言論の慎重 ..... 一四九

立憲國民の覺悟 〓 言論の自由と濫權 〓 日常應對の談話 〓 社會公衆に對する言論 〓 自他互に言論の監督者たるべし

第四講 都會と地方 ..... 一五六

第一話 浮薄と質實 ..... 一五七

國家を組織するものは何ぞや 〓 青年團體の事業 〓 家庭、學校、社會の三者一體 〓 都會の弊風 〓 青年の墮落 〓 地方青年の風紀 〓 農村青年の覺悟 〓 惡風の傳播

第二話 偉人と風土 ..... 一七一

天地と人と 〓 偉人とは何ぞや 〓 時勢は人を生み人は時勢を作る 〓 自然

の化育と人爲の教養と自己の鍛練 〓 地方の特色 〓 英雄は多く田舎に生る 〓 田魂都才

日常篇

第一講 交友と自省 ..... 一八五

第一話 良友の選擇 ..... 一八五

朋友の感化 〓 言行の反覆 〓 人生行路の誘惑物 〓 友たるの眞義と友たるべからざる者の種類 〓 朋友の道 〓 友を擇ぶの上乗 〓 黄金と友誼の厚薄

第二話 自省三思 ..... 一九五

觀察の明敏と粗漏杜撰 〓 反省回想 〓 人間生來の目的と人道 〓 失敗は成

○目 次

功の基 反省悔悟の必要 過ちて改むるに憚るなかれ

第二講

良習美德

二〇四

第一話

良習慣の養成

二〇四

其の始めを慎むべし 習慣力の強大 反覆習熟 大功は細瑾を慎むに依りて成る 用意周密にして慎重精細なるを要す 自己は風俗習慣を使役するの主力なり

第二話

美德の涵養

二一四

美德とは何ぞや 程度を過ぎず分限を守るべし 質素儉約は人生の美德 清廉寡慾 藝業を學習するの目的 學生の本分 節制と守分 中正と節制 守約と信用 規律と守約 信實端直 節義廉耻 信義を守

る者は自ら名聲財貨を得べし 信義と博愛 四海同胞の實 恭敬禮讓の道と國家社會の秩序 子弟幼弱の分と國民相互の尊敬謙讓 容儀作法は虚禮に非ず

第三講

國民の義務

二二三

第一話

納税及兵役

二二三

國費の必要と納税の義務 租庸調 通貨の目的と幣制の沿革 我國の幣制 國家の富力は貨幣の多寡のみに依るに非ず 國家の歳出及び歳入 租税の種目 納税は名譽の負擔なり 武は建國の基 武は平和の保障 軍備と國民皆兵 治に居て亂を忘れず 兵役は名譽ある權利 陸海軍人への勅諭

第二話 國法の遵守……………二四九

法とは何ぞや 國法の制度 權利と義務 安寧秩序の維持と法令及び  
機關 國憲國法の遵守

第四講 富の増殖と運用……………二五四

第一話 富の觀念……………二五四

人間の慾求と富と 富とは何ぞや 私の富と公の富 富と金錢 金錢  
の使用法 富の必要 富と道德との關係 富と徳との調和

第二話 生産力の増大……………二六五

富の増殖と産業 農耕の改良 農は立國の大本 農産物の增收 副業  
の利殖 勤勉と美風 商業の發達と海外貿易 商業道德の振作 内國

の商業 工藝の進歩 偉大なる發明 理化學及び數理の知識の必要 資本主と労働者の一致協力 工業上の信用と徳義 水産山産の利 水陸の地利と産物の豊富 國民の奮勵と富力の増加 富の運用と機關の具備 銀行及び其の營業 會社の目的 銀行會社の信用と徳義 鎖國と開國 運輸交通機關の發達 通信機關の發達

## 成功篇

第一講 人生の眞價……………二八九

第一話 忠君義勇……………二九〇

成功の概念 教育の淵源 忠道とは何ぞや 愛國とは何ぞや 義勇と

犠牲 義勇と忠君、奉公と報國 忠良兩全 人の眞價 誠とは何ぞや  
 人生の至寶 富よりも品性を取れ 小善は大善を成す

第二話 人生は不可解に非ず ..... 二九八

人生不可解の歎 人たるの信念と大人物 大人物と感化力 模範的人  
物の行爲 没我と犠牲 大和魂の神髓 自己の煩悶懊惱と自愛 自愛  
と没我 驕慢と自愛

第二講 智徳双備 ..... 三〇八

第一話 螢雪の功 ..... 三〇八

時間は金銭より貴し 自暴自棄 時辰は滅亡す 勤勉は成功の基 貧  
賤は幸福なり 人の天性は賢愚相距ること遠からず

第二話 智と徳と ..... 三一五

活學活智 死學死智 學問とは何ぞや 明智と明德 學問思辨の功  
聖賢の道 學徳の錬磨 新智識の開發 自己修養の必要

第三講 成功と快樂 ..... 三二六

第一話 快樂の概念 ..... 三二六

成功の段階 成功と勤勞 勞苦を快樂とせよ 快樂は心の自得にあり  
 快活と感化力 我が國民性の缺陷

第二話 趣味と嗜好 ..... 三三三

趣味とは何ぞや 津々たる興味快感 趣味の妙境 没趣味の社會 青  
年と其の趣味 品性と趣味 趣味と成功 人生の戰場に勝者たれ 高  
尙なる嗜好を要す

第四講 成功の要訣 ..... 三四二

第一話 克己自制 ..... 三四二

剛健雄大の心志 邁進向上の志氣 神速果決と熟慮斷行 熟慮と猶豫  
と 成功と僥倖と幸運と 一忍百勇を支ふ 克己は最大の勝利 克己  
と堅忍 克己と穎才

第二話 鍛鍊努力 ..... 三五〇

品性人格の陶冶 鍛鍊修養の資料 事業の成功と鍛鍊 鍛鍊と勇猛心  
成功の鍵 人の一生 一人の鍛鍊 一國を裨益す 油斷大敵 小事は  
大事なり 努力と職業 職業の神聖 立志努力 古今偉人の實例

目次 (終)

修養講話

文學士 中村徳五郎述

自覺篇

第一講 人格の崇高

第一話 言行と人格

人は生を天地の間に享けて、此の世界に立つ所以のものは、固より孤立し  
て生存すべき爲めでもなく、又た孤立して生存し得らるべきものでもなく、  
即ち自他互に相倚り、相結び、相信じ、相和し、以て社會を成し、國家を

人間の本務

作り、茲に共同生活を營む譯でありますから、吾人各個は社會の一員たり、又た同時に國家の一分子たる以上は、各其の業を分かち、其の職に任じ、長短相補ひ、有無相通じ、斯くて人類全般の幸福を増進し、社會國家の隆盛を期待して、其の幸福と隆盛とを永遠無窮に及ぼすべきは、人間本來の任務であります。

【明治天皇御製】

おのか身をかへりみすして人のため

つくすや人のつとめなるらむ

併しながら此の人間本來の任務は、固より易々たるものでは有りませんが、先づ自己を眼中に置かずして、公共の爲めに全力を注ぎ、犠牲的精神を發

人格  
眞正の  
權威と  
勢力

青年は  
國家の  
柱石

揮して、國家社會の爲めに盡さねばなりません、夫れには崇高なる人格を要するのであります、崇高なる人格は、人間眞正の權威で、又た無上の勢力でありますから、其の國を興し、其の國を富まし、其の國を強くし、其の國を隆にし、仍て以て其の國威を四海に布き、天下をして齊しく其の國風に化せしむるは、一に其の國民の品性即ち人格の高下如何に因るのであります、殊に青年者は國民の中堅であり、國家の柱石でありますから、青年者の人格品性は、直に其の國家社會の盛衰消長に關する處の大なるは、今更ら申す迄もない事であります。況して萬邦無比の國體を有し、光輝ある歴史の成跡を承けて、天の寵光を享受せる我が日本の青年は、一層此處に鑑みる所がなければなりません。

しこ草の茂れる中にくれなるの色もさやけき大和撫子

【乃木希典】

人格品性とは何ぞや  
言行の不滅

抑も人格即ち品性とは、其の人の才識智能のみを言ふのではなく、又た固より容貌の美醜などを言ふのでもなく、實に其の徳性の内に存して、言行の外に現はるゝ光を言ふのであります。故に百世の儀範とすべき言行は、皆其の人の徳光で、即ち崇高なる人格の賜物であります。而して現代の青年は、其の根原を過去に發し、後世の子孫は、其の根原を現代の青年に發するものでありますから、祖先の言行儀範は、現代の青年を感化鎔冶すること、千歳の昔も猶ほ今の如く新であり、現代青年の日常の言行は、又た

吾人吾人の非  
其の獨を慎む

後代の儀範として、子孫の風格を培養すること、千歳の下猶ほ今の如く新なるべき筈であります。故に祖先の體軀は朽廢し、現代青年の體軀も亦た他日消滅に歸すべきも、其の言行は曾て朽廢することなく、永遠に無窮に天地と始終して傳はるべきものであります。然らば則ち惡言惡行の怖るべく戒むべくして、寤寐の間と雖も、嘉言善行の忽にすべからざるを自覺せねばなりません。殊に現代に於ける吾人各個と雖も、決して吾人各個の吾人ではなく、實に國家の一分子たり社會の一員たる吾人でありますから、吾人各個の言行は、直に國家社會の言行となり、唯だ一人の惡言惡行も、亦た國家社會の消長に影響する所甚だ莫大なるを記憶せねばならぬのであります。故に論語にも『其の獨を慎む』と言ふて居ります、即ち物皆己

より出でざるはないのでありますから、己を慎むと言ふことは、人生の第一要義と言はねばなりません。

奥山の杉のむら立ともすれば

おのが身よりぞ火を出しける

【榮西禪師】

大丈夫  
とは何ぞや

既に其の獨を慎みて己を修め、嘉言を布き徳行を積める至善至高の人格は、其の力最も絶大にして、天下何物も之を禦ぐことが出来ないものであります。斯る崇高なる人格の人でなければ、義を見て勇み、身を殺して仁を爲し、禍害に逢ふて益其の徳光を發ち、災厄に逢ふて愈其の大勇を振ひ、毅然として水火の中に立ち、泰然として艱難の中に安居することが出来る

ものではありませぬ。故に孟子も

天下の廣居に居り、天下の正位に立ち、天下の大道を行ふ。志を得れば民と與に之に由り、志を得ざれば獨り其の道を行ふ。富貴も淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はず、此れ之を大丈夫と謂ふ。

爵位  
なきの爵位

と説いて居ります。即ち大丈夫たる所以は、道を守りて屈せず、正を踏んで曲げざる點に存するので、崇高なる人格は、即ち實に此の正義公道を躬行するに依て生ずるものでありますから、財貨を擁せずして無限の財貨を有し、地位なくして最高の地位を保ち、爵位なくして至大の爵位を帯ぶるものは、天下何物も崇高なる人格に若くものは無いのであります。



孔子、釋迦、基督の如きは、皆此の人格の人であります。

第二話 至誠と人格

世には偽善偽徳の偽君子なる者がありますが、此等は徳行なきの才智、人格なきの能力に依つて、詐謀邪曲を敢てし、信義を顧みず、廉耻を知らず、猥りに國家社會を毒する者であります。之に反して崇高なる人格、至善至美の品性は、一に至誠より發するものでありますから、其の至誠は天地を感動し、神明に通じ、至大至高、宇宙の間に磅礴する所以であります。然れば至誠神明に通ずるの人格は、神人合一の域に達したもので、決して他人に誤らるゝことなく、其の眞價を掩はるゝことがありません。貨物の竈

至誠は  
其眞價は  
すを失は

は、其の眞價を掩ひて人を欺くことも出来ませう、併し崇高なる人格は、萬人の眼より逃れ隠れることが出来ません。何となれば、至誠は同化の力最も強大で、常に人を感動せしむる計りでなく、實に鬼神を感動せしむるものでありまして、言語の信實、行爲の信實、瓏玲玉の如き心徳に向つては、天下何物も之に對するものが無いからであります。

〔昭憲皇太后御歌〕

人ごゝろかくぞあるべき白玉の

眞玉は火にもやかれざりけり

即ち至誠は天の道で、人倫の大本であります。此の天の道に則り、人倫の大本を體得して誤らざるこそ、崇高なる人格の人と言ふのであります。故

至誠と  
は何ぞ

○自 覺 篇

に至誠にして始めて廉直たり、純潔たり、公明たり、正大たり、以て天人合一、神人歸一の域に達せらるべく、神に事へて神在すが如く、君に仕へて忠、親に奉ずるに孝、仁恭も、禮讓も、敬信も、友愛も、義勇も、節義も、皆悉く至誠と發するのであります。されば眞木和泉も、天も誠にて天たり、地も誠にて地たり、日月星辰の運び、四時の移り換るも誠なり、山岳河海の安然たるも淨乎たるも誠なり、兩間に生々死々するもの、皆一つの誠になる事なり、草木の花咲き實のるもの、鳥獸の走り鳴くも亦誠なり、人の生る固より誠なり、其の知覺運動する、目の物を照し、耳の聲を聞く、すべて誠なり。此の如く誠の中に生活し、誠の中に行立する者なれば、君臣となり、父子となり、兄弟となり、夫婦

となり、朋友となる、親、義、別、序、信の道、いかでか虚にて行ふべき、必ず一筋の誠にて爲すべき事なり。僅の其の間も私慾まじれば、疵付きて誠ならず、誠ならねば虚にて感動することなく、親、義、別、序、信も、總べて名のみと成るなり。萬の事、誠なれば、成らず。と言へるは、其の説眞を得たるものであります。故に内外表裏の言行あるものは至誠ならず、清廉潔白ならざるものは至誠ならず、恭敬博愛ならざるものは至誠ならず、公明正大ならざるものは至誠ならず、至誠ならざるが故に自ら欺き、又他人を欺き、廉耻を輕んじ、人道を顧みざるに至るのであります。然れば誠意ある者にして、始めて信義を尙び、惡念を萌すことなく、邪心を挾むことなく、私曲に陥らず、利慾を貪らず、其の明は

皓皓として日月の如く、其の大は無窮にして天地の如く、我が建國以來、萬世に一貫して、億兆世々美を濟せる所以のものは、實に此の至誠の大道を以て、國家民生の根本要義と爲し、過去現在將來を通じて、敢て或ひは懲る所がないからであります。

【明治天皇御製】

白雲のよそにもとむな世の人の

まことこの道は敷島のみち

伊藤仁齋曰く、『凡そ人の吾を信せざる、吾に服せざるは、皆我が誠の未だ孚らざるなり、唯當に修省すべきのみ』と。西郷南洲の教訓に曰く、『事大小となく、正直を蹈み、至誠を推し、一事の詐謀を用ふべからず』又曰く

『天下後世までも信仰悦服せらるゝものは、只是の一箇の眞誠なり、古より父の仇を討ちし人、其の數擧げて數へ難き中に、獨り曾我兄弟のみ今に至りて兒童婦女子迄も知らざる者のあらざるは、衆に秀で、誠の篤き故なり、誠ならずして世に譽めらるゝは倖僥の譽なり、誠篤ければ、縦令當時知る人無しとも、後世必ず知己あるもの也』と。

心だに誠の道にかなひなば

いのらずとても神やまもらむ

【菅原道實】

今夫れ神前に拜跪し、神鏡に向ひて自己の容貌の映寫するを見るの時、誰か其處に一點の邪心を挟む者がありませう。乃ち先づ口を嗽ぎ、手を洗

○日 覺 篇

一四

ひ、其の心身を清め浄めて、然る後に敬虔の至誠を捧ぐる所以のものは、神は邪曲を容れず、又た不正貪慾の汚穢を許し給はざるに因るからであります。其の不正ならざるは公明であり、邪曲ならざるは正大であつて、公明正大は一に至誠より出づるものでありますから、吾等は常住坐臥の間にも、神前に拜跪し、神鏡に向へる時の至誠、即ち公明正大の心懷を抱持せねばならぬのであります。

【明治天皇御製】

目に見えぬ神にむかひて愧ぢざるは

人の心のまことなりけり

斯くて心懷常に公明正大なれば、偏狭ならず、頑強ならず、公平にして

私なく、清廉にして潔白に坦懐恬淡、人に耻ぢず、天に愧ぢず、而して始めて神明に通じ、神佑を享くるを得るのであります。

【明治天皇御製】

さしのぼる朝日のごとくさわやかに

もたまほしきはこゝろなりけり

此の御製の大御心を體し奉りて、我等は飽くまでも虚心坦懐、公明至誠でなければなりません。苟も任に官公職にある者を、其の業の未だ半途なる青年とを問はず、皆公明正大にして其の志す所に忠實ならば、國家は何を以てか綱紀の敗類を憂へ、國民は何を以てか私利を争ひ、詐謀を敢てし、奸曲陷阱を圖るが如き陋醜を行ふことがありませう。斯くて社會

○自 覺 篇

一五

民風の廓清も期すべく、青年子弟の氣風も高潔清淨にして、恰も明月の天  
空に懸るが如き美觀あるに至るは必然であります。而して是れ偏に各人各  
個の崇高なる人格に待ち、其の人格は至誠至純公明正大に待つべきは勿論  
であります。

心澄む限りやいづこ路の邊の

尾花の露に有明の月

【松平樂翁】

第二講 自主自立

第一話 立志力行

青年者  
の任務

國家の柱石として、國運の隆盛を期すべき大任を有する者は、誰でありま  
せう。今や舊套を脱して新時代に入るの時、新進氣鋭以て國家を其の双肩  
に擔ふべき者は、又た誰でありませう。

おくれなば色も櫻に劣るらん

いそぐぞ梅の匂ひなりける

【真木和泉】

此歌の心を以て世の文明に後るゝことなく、衆に先んじて其の學を修め、  
其の徳を磨ぎ、其の業を勵むは、是れ即ち青年者の急務でなければなりま  
せん。凡そ國家を維持し國家を進歩せしむるには、創業と守成の二要素に  
待たねばならぬのでありますが、創業には活達、敢爲、勇往、邁進の銳氣

創業と  
守成の  
二要素

を發揮するを要し、守成には堅實、沈着、慎重、自彊の用意がなければならませぬ。併し活達なるものは輕佻に流れ易く、邁進なるものは暴虎の勇に傾き易く、沈着なるものは因循に陥り易く、慎重なるものは姑息に趨り易いものでありますから

いざさらば冥土の鬼と一と軍

【山國兵部】

現代は  
現代に  
非ず

と言ふやうな勇氣は、固より必要でありますけれども、能く其の陥り易きの弊を知つて、創業守成二つながら全きを致すのは、即ち現代青年の任務であります。何となれば過去の國家は吾等の祖先に依つて發達進歩を促し、以て現代の國家あるに至つたもので、吾等は實に祖先の延長に外ならぬの

自主と  
自我と

であります。従つて現代の吾等は、過去の祖先の儀範に學び、祖先の創業を守成すると共に、又た新なる儀範を後代に傳へ、更に創業を將來に貽さねばならぬのでありますから、現代の吾等は即ち又た後代の先驅であります。故に吾等は獨り吾等の爲めに生存する者ではなくして、祖先及び子孫の爲めに生存し、現代は獨り現代の爲めに活動する者ではなくして、先代及び後代の爲めに活動しつゝある者であります。此の意義に於て現代の青年が、創業と守成との二要素に向つて奮闘する所なくんば、其の奮闘は自我に陥り、自我は利己に流れ、私慾私利の外、眼中何物もなきの弊を招くに至るの虞があります。

抑も自我と言ふ事は、何事にも自己を本位として利害を割り出し、毫も他

精神一到  
金石亦透

を顧みるの念慮なく、利己の爲め自利の爲めには、他人の福利を奪ひ、公益を害して迄も、私慾を敢てし私腹を肥さんとするもので、國家社會の禍患之より甚しきは無いのであります。之に反して自主と言ふ事は、他人の力を待たず、他人に依頼する所なく、自己の獨力を以て如何なる難事をも遂行し、如何なる偉功をも奏すべき自信力の鞏固なるを言ふのであります。而して其の難事たり偉功たるものは、決して自己一人の私利私慾の爲めではなく、固より國家の爲め社會公益の爲めたるは論を待たないのであります。斯くて一心不亂に、自主自立の精神を以て其の志す所に向はゞ精神一到金石も亦た透るのであります。

しらま弓矢竹心をもちてこそ

いづれの道の奥も知るべき

【島津龍伯】

自立と  
孤立と

尤も茲に自主自立と言ふのは、自立獨立の事で、獨立は孤立の謂ではありません。孤立とは、他人より除外せられ、社會公衆より排斥せられて、國家の間に身の置き所の無いものを言ふのであります。之に反して自立即ち獨立とは、他人公衆の力を籍らず、自己の一身に國家社會の重きを擔ひて立ち、如何なる大事をも物ともせざる確乎不拔の精神を以て、天下を獨歩する者を言ふのであります。

こちと等は花が咲うが咲くまいが

勵志奮

即ち眞に志を立て、業に勵む者は、其の職業の種類を論せずして側目も振らず勤勉し、自主獨立、倦まず撓まず發奮力行する處がなければ、其の大成は期して望むべくも無いのであります。蓋し人として此世に生存する以上は、皆各々希望の無い者がありません、其の希望は即ち志でありま

す、志あつて始めて勤勉を生じ、勤勉に依つて成功を期し得られるのでありますから、志を立てると言ふ事は、成功不成功の岐れる所で、實に人生禍福の分岐點であります。若し何等の希望もなく、何等の志をも定めずして、終日終夜唯だ怠眠を貪るに過ぎざる者がありとすれば、假令富貴の身なりとも、其の人は僅に動物的生命を維持するに止まつて、眞に人として、將た國家の一分子として、又た社會の一員としては、全く一顧の

人生禍福の分岐點

志は高尚なるを要す

價值をも有せざる死物であります。故に人は必ずや其の志を立て、一意専心其の業務に忠實でなければならぬ筈のもので、而かも其の志は高尚にして遠大なるを要すべきは、ヂスレリーの教訓にも

青年高きを望まざれば、必ず低きに俯す。精神の意氣の天に飛冲せざるものは必ず地に匍匐す。

とあるが如く、千を望んで百、百を望んで十を得る者が甚だ尠いのでありますから、志は遠大なるを尙ぶ所以で、同時に又た高尚でなければならぬと言ふのは、没趣味殺風景なる不幸の生涯を送る人は、其の志の卑野なるが爲めでありませぬ。艱難の中に慰藉あり、暗黒の中に光明あるを見るは實に其の志の遠大にして且つ高尚なるに依らねばなりませぬ。



人生は  
如露の  
如し

併しながら唯だ其の志のみあつて、之を行はざれば、又た何等の成業を見ることが出来ないのでありますから、乃ち勤勉力行と言ふ事が、立志に次ぎて起る所の要件であります。況してや人生は、草の葉に置く朝露の待つ間あらず消え行く跡の儚さにも似て、宛然蜉蝣の憐れさにも等しきものでありますから。

昨日まで盛りなりける花の身の

夕べの風に散りゆくぞ惜し

【上杉治憲】

と詠みて、人生の老い易きを歎するもあれば、又た

明日ありとおもふ心のあだ櫻

夜半にあらしの吹かぬものは

【親鸞上人】

と詠みて、人何時までか紅顔蛾眉の少年たらざるを誡められたるもあり。更に又た同じ心にて

いたづらにうつろひけりな燕子花

こゝろゆるしの色と見し間に

【月 磨】

と詠みたるなど、何れも皆青年坐右の銘ならぬはなきが中にも、別けて

【昭憲皇太后御歌】

ますらをが弦にかけてはなつ矢の

目にもとまらず行く月日かな

光陰は  
人待たず

との大御心を拜し奉りては、如何でか瞬時も油断せらるべきや、光陰は人を待たず、一日は再晨なり難し。若し夫れ春は花に戯れ、秋は月に遊び盛暑と嚴冬には休養を名として、徒らに日月を費さば、一年四季の間、勤勉力行するの時、幾許あるでありませう、一年又た一年、遂に生涯の間に成す所なくして終るに至らんこそ、洵に残念至極ではありませぬか。然れば敢て明日ありと言はず、今日の一日に全力を注がざれば、臍を噛むとも及ばざるの悔あるに至るは必然であります

世の中に今日より外はなかりけり

きのふは過ぎつ明日は知られず

【傳教大師】

唯だ今  
日を努  
めよ

或人曰く、今日存すと雖も明日存し難し。或人曰く、朝に存すと雖も夕に存し難し。或人曰く、唯今存すと雖も後の時存し難し。或人曰く、出づる呼吸は入る呼吸を待たずと。然り此の心を以て力行せば、又た何事か成らざるの歎を發する者がありませうか。

第二話 自信邁往

自主自立の精神を發揮して、立志力行するに當りては、専ら鞏固なる自信力に待たねばなりません。何となれば自ら志す所の一事を成し、又た自ら志す所の一業を遂げんとするは、即ち自己であります、自分であります、自分でなくして誰か其の事を成し其の業を遂ぐる者が外にありませう

自信力  
の鞏固

固より成功も自己にあれば、失敗も自己にあります。幸福も自己に依つて招き、禍害も自己に依つて招くのであります。徒らに虚傲にして外面を飾る者は、人を欺くと共に又た自己を欺く者であります、自己を欺く者にして自己の志す所を成し遂げ得ざるは論ずる迄もありません。既に自己を欺くと言ふ事は、自己を信せぬからであります。自己を信せずして自己の欲する所を成し遂げんとするは、是れ恰も木に縁つて魚を求むるの類であります、蓋し木に縁つて魚を求むるは、唯だ魚を獲ざるに止まります、併し自己を欺く者は、其の志を成し得ざる計りでなく、實に害悪を天下に及ぼすものであります。果して然らば、自信力の鞏固なるものがなければ如何なる事業も成功を期することは出来ないのであります。

天は自ら助くる者を助く

西人の言に『天は自ら助くる者を助く』と言へる教訓がありますが、即ち敢て他の力に依頼せず、確乎たる自信力を以て、自主自立の精神を發揮するならば、國民の元氣は充實し、國運の旺盛は期して待つべきであります。然り自主自立の精神を發揮して、其の志す所堅實なれば、艱難も屈する能はず、威武も奪ふ能はず、富貴も淫する能はず、人間萬事唯だ一志を以て成し遂ぐるに足るのであります。

思ひ入る道をばつくせつくば山

このもかのもに心うつさで

【松平樂翁】

古より絶大の事業を成し、絶世の偉功を奏したる人を見るに、未だ曾て

倦ます  
漸ます  
進む  
以て

奇策妙法のおつた譯ではなく、又た初より大才英智の人でもなく、凡人凡質凡智凡才の人にして、善く偉業を成し遂げ得たる所以を考ふるに、唯だ夫れ己れを信ずるの鞏固にして、勇猛邁進、百折撓まず、千挫屈せざるに因るのであります。功は敢て急ぐを要するものではありません。龜の歩むこと遅々たるも、終には兎の疾きに勝てるの俗諺は善く其の實を得たものであります。

【明治天皇御製】

とる棹の心ながくも漕ぎ寄せむ

あし間の小舟さはりありとも

若し夫れ我に書を読むの暇なしと言ふ者あるも、眞に學を修め業に勵むの

志なき  
を憂へ  
よ暇な  
きを憂  
れふる  
勿憂

志あらば、又た何を以て書を読むの暇なきを悲むの必要ありません。既に之を悲むは、眞に未だ學を修め業に勵むの志なきものと言はねばなりません。學を修め業を習ふ者は、漸を以て進み、久しきに耐へて其の功を積むを貴しとするのであります。唯だ誠むべきは、漸を以て進むの間に張り詰めたる心の綱の弛むことでもあります。

瀧をのぼる鯉の心は張り弓の

弛めば落るもとの川瀬に

【近江國青龍寺漢三和尚】

我國青  
年の缺  
陷性

殊に我が國青年者の缺陷性は、奇を好み、物に移り、急驟にして激し易きが爲めに、堅忍自強なり難く、熱烈にして冷め易きが爲めに、耐久不撓な

り難きの點にありますが。大功は到底一朝にして成るものでなく、偉業は一  
夕の間に遂ぐるものではありませんから、宜しく各自に戒めて能く勇往邁  
進し、而かも能く堅忍持久でなければなりません。

【明治天皇御製】

おもふことつらぬかむ世をまつほどの

月日はながきものにぞありける

若し夫れ堅忍ならずは輕佻に趨り、持久ならずは浮薄に陥るは、世間滔々  
として皆然らざるはなき弊風であります。而して輕佻浮薄なる國民は、華  
奢を喜びて射伴を事とし、懶惰に流れて貪慾を専らとし、私利に汲々とし  
て公益を顧みる者がありませんから、其の國は必ず衰退滅亡に歸すべきは

國家の  
患ふる  
所の性  
民の國  
行にあ

古今東西其の例に乏しくはないのであります。故に一國の最も患ふる所は  
武備の充實如何と言ふ事よりも、貧富の度の如何と言ふ事よりも、先づ其  
の國民の性行如何にあるのであります。而して其の性行の善悪は、之を外  
部より受くる制肘刺激よりも、國民各自の内心に於て其の獨を慎むの遙に  
大なるものがありますから

百生や蔓一すぢの心より

【加賀の千代女】

と言へるが如く、貴賤を問はず、貧富を論せず、人生を唯だ一筋の心の蔓  
に繋げる自主自立の精神を以て、自己の力に信頼し、恒久堅忍、其の業に  
専らならば、天下何事も困難なる物があらう筈はないのであります、古人  
の言へる如く、石に立つ矢の例ありとは、即ち此の専心堅忍の力を稱へた

一忍百  
勇を支

ものであります。松柏は風雪を凌ぎてこそ、千歳變らぬ緑の色を保ち、梅花は嚴霜を経てこそ、雪中に清き香を放つのでありますから、他日の成功を期せんが爲めには、克く千難萬苦に耐へ、一忍以て百勇を支へねばなりません。

【明治天皇御製】

雪にたへ嵐にたへし後にこそ

松の位も高く見えけれ

艱難は  
汝を玉  
にす

孟子曰く、『天の大任を是人に降さんとするや、必ず先づ其の心志を苦め、其の筋骨を勞し、其の體膚を饑やし、其の身を空乏にし、行ひ其の爲す所に拂亂す、心を動かし、性を忍び、其の能くせざる所を増益する所以なり』と。

『と。ピーコンスフィールド曰く、『人の爲せしことは、我も亦た爲し能はざるの理あらんや、余は奴隷にも非ず、又た捕虜にも非ず、願くは氣力以て困難に打ち勝つべし』と。若し夫れ逆境にある幾多の青年は、常に意を茲に致さば、敢て或は世の順境にある者を羨むの要あるなく、其の逆境にあるは、天却て幸を吾に降すものなるを思ひ、益々奮勵努力する所なければならぬのであります、『艱難汝を玉にす』との古言は、即ち此の點を指示したもので

うき事のなほこの上につもれかし

限りある身の力ためさん

【熊澤蕃山】

と詠みたる蕃山の心こそ、床しき極みであります、斯くてこそ

【昭憲皇太后御歌】

霜を經てなほこそかをれ大君の

かざしとなりし白菊の花

の御歌の大御心にも叶ふ譯ではありますまいか。

第三講

精力と強健

第一話

精力の不滅

精力と  
は何ぞ

堅忍持久も精力であり、不屈不撓も精力であり、規律秩序も精力であり、勇往邁進も精力であり、剛毅奮勵も精力であります。而して天地宇宙は、

精力の  
不滅

精力と  
自信力と  
の關係

既に大精力の實在であつて、吾人々類は、此の大精力を分賦せられて、生を此の世に享けたものでありますから、人間生活の根本は即ち精力にあります。故に精力の繼續は進化となりて現出し、文明は實に其の産物に外なりません。斯くて天地宇宙の大精力は永久不滅でありますから、之を分賦せられたる人間の精力も、亦た決して消滅するものではありません。然れば此の精力を發揮し、此の精力を使用すること益々大なれば大なる程、其の精力は益々加はりて盡くることなく、遂には天地宇宙の大精力と合致するに至つて、又た神人歸一の域に達するのであります。

尤も此の精力は、單に精力として存在するのみでは、何等の光輝をも發するものではありません。精力の全部を擧げて一事一業に傾注せんとするに

精力の發揮

は、是非とも強大なる自信力を要するのであります、而して自信力は、前講に於て述べたる如く、自主自立の精神より發するもので、他に依頼するの念があれば、決して其の全精力を發揮することが出来ないでありますから、苟も自己の目的を貫徹するには、必ずや自己の精力に待たねばならぬのであります、萬難を排して奮闘し、左右を顧みずして一念邁進せねばなりません。此に於て不屈不撓、倦ます怠らずと言ふことが、精力發揮の一大要素となるのであります。孟子にも

原泉混混として晝夜を舍めず、科に盈ちて而る後に進んで四海に放る。

と見え、吉田松陰の士規七則に第七にも

死而後已の四字あり、言簡にして義廣し、堅忍果決確乎として抜くべからざるは、是を舍きて術なきなり。

と見え、シエクスピアーの教訓にも

少なき斧も屢々撃てば、最も堅き樅を倒す。

とあるの類は、何れも皆精力の發揮を説き得て餘蘊なきものであります。殊に

くろかねの舟もたやすく動して  
つよきは水の力なりけり

と仰せられたる明治天皇の御製を拜誦し奉りなば、如何でか天賦の精力を發揮せざるを得られませう。

そもく吾人々類の生存と滅亡と、幸福と不幸と、繁盛と衰退とは一に精

人類の盛衰と精力の存亡



力の傾注如何に因るのであります、即ち野蠻蒙昧より文明開化の今日あるに至つたのは、克く天賦の精力を發揮して、人類の使命を遂行したる結果であります。併しながら一時の盛榮と一時の小康とを以て、吾等の事既に成れりとするは、尙ほ未だ薄志弱行の徒たるを免れざると共に、到底精力の意義を解したるものではありません。益々向上發展を期し、無限の活動努力を繼續してこそ、精力に價値もあり光輝もあるので、若し驕傲に陥りて小成に安んじ、怠慢にして小康を甘んずるに於ては、固より天賦の精力を發揮することも出来ず、人類の尊き使命を遂行し得ざるは勿論の事でありますから、之を一人としては社會の落伍者となり、國民としては其の國を亡ぼすに至る者で、其の實例は古今東西の史上に昭々たるものがありますなりませぬ。

【明治天皇御製】

いかならむ事にあひてもたゆまぬは

わがしきしまの日本魂

將た又た規律秩序と言ふ事は、精力を發揮する上に於て最も必要なる一條件であります、若し秩序なく規律なく、雜然として區分を明ならしめざる時は、如何なる簡單なる事業も紛糾亂雜し、錯綜混淆して、精力を一念に傾注することが出来ないのであります。

〔昭憲皇太后御歌〕

奥ふかき道も極めん物事の

本末をだに違へざりせば

斯くて本末を違へず、秩序を正して、其の精力を發揮するには、固より艱難に堪へて益々鍛練し、良習慣に依て心身を養成し、不屈不撓を以て助長せしむる所なければ、其の精力は遂に隠れて出でず、精力の隠れて出でざるに従ひ、惰弱放逸なるもの次第に跋扈して朝に一事に従ふも、夕には之を抛棄し、昨は法律を學ぶも、今は文學に轉じ、難きに逢へば忽ち易きに向ひ、其の易きものも亦た甚だ難きを見るに至りて、更に又た方向を轉變し、生涯の間遂に一事一業を成功せずして終るもの、比々皆然りであり

向上發  
展と情  
力の傾  
注

精力の  
消耗分  
散

ます。苛も向上發展を期し、偉業を成就せんとするには、其の目的の事業、其の目的の學藝に制限を置かず、無限に之れが進歩發達を志して、其の全精力を發揮し、死に至るまで活動奮闘を持續し、斃れて後に已むの覺悟がなくてはなりません。故に無限の活動を無限に繼續し、無限の努力を無限に奮ふ者こそ、實に精力主義の人と言ふのであります。然ればヴォルテアは、『常に働け』の短句を以て座右の銘とし、スコットは『決して安閑たるなかれ』の一語を以て、寤寐の間にも自ら鼓舞激勵したのであります。

尤も人間の精力は、天地宇宙の大精力の分賦であつて、永久不滅のものたるに相違はありません、併し此の精力を無益に消耗し、之を八方に分散せ

しむる時は、到底何事をも成就することが出来ないのであります。例へば連日連夜身を酒池肉林の間に投じて、無益に精力を消耗し、若くは其志す所一貫せずして、是も一時、彼も一時の弊に陥り、以て其の精力を分散せしむる者に、古來果して何事をか成功したる人がありませう。故に常に精力を集中し、之を蘊蓄し、而して大に之を發揮するに非ずんば、向上進歩も、文明發達も、學徳の兼備も、事業の成就も、到底期すべきものではありません。要するに精力の大小強弱は、目的の成否如何を卜すべきもので、其の大小強弱は、又た一に精力の集中如何に依るのであります。御覽なさい、グラッドストンの九十年間の生涯は、實に絶大なる精力の發揮でありました、即ち休養の時間を文書の往復に利用して、一舉兩得の心

大精力家の實例

機轉換法を行ひ、其の秩序整然たる執務振りには、能く精神の散亂と精力の分散とを避け、果斷決行、以て躊躇なく懊惱なく、其の精力を經濟的に使用し、一定時の睡眠を規則正しくし、一定の運動遊戯を怠らす、努めて精力を集中し、精力を蘊蓄し、而も全力を擧げて之を發揮し、且つ正義の愛護者として、高尚なる道徳的理想に依つて行動を持続したのでありますから、其の名聲は後世に傳はり、其の事蹟は世界歴史の幾頁に光彩を放つ所であります。

第二話 健康と精力

世に不健康で病弱である程不愉快なものはありますまい、嘗に不愉快な

病弱は  
人生の  
最大不  
幸

○白 覺 篇

自己の  
身體は  
自己の  
身體に  
あらず

る計りでなく、如何なる事業も、學問藝術も、手の附けやうがありませんから、其の人の損失と不幸とは言ふ迄もなく、社會國家の損失と不幸とは又た實に莫大なものであります。然れば孝經にも  
身體髮膚之を父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始めなり  
と教へてあります。而して此の教は、單に身體を傷けざる事のみを誠めたものではなく、又た能く攝生に注意して疾病を招かず、健康を保ちて幸福を増進せよとの意味であります。元來健康を保つは自己一身の爲めではなく、將た又た父母に對する孝道のみでもなく、實に社會國家に對する國民の本分であります。何となれば自己の身體は、實は自己の身體ではなく、父母の身體であり、祖先の生命の延長であり、國民としては國家の身體で

衛生と  
健康

○自 覺 篇

あり、其の生命は天賦であつて、其の健康は天より預かり保てるものであります。故に生あるものは必ず死ありとは言へ、其の天壽を全うするは即ち各自の本分で、又た國家に對する國民の責務でありますから、自己の不注意不攝生よりして、其の健康を害し、或は疾病を招くが如き事の出來べき譯のものではありません。

【明治天皇御製】

つねに身のやしなひ草をつみてこそ

人のよはひはのぶべかりけれ

然れば此の御製の大御心を體し奉りて、常に健康を保持し、體力の増進を計り、兼ねて精神上の修養を積まねばならぬのであります。之を以て國

公衆衛生  
個人衛生

家は國民の健康を保護し、衛生の法を講じ、醫術の進歩を圖り、之に要する諸般の設備を施し、總べての病源を驅除して、疫疾の豫防に努める譯であります。併しながら國家社會の公衆衛生は、家庭の衛生に待ち、家庭の衛生は、家人各自の攝生に基づくのでありますから、各自の衛生を怠る時は、各自の健康を害するのみでなく、悪疫を傳播し、病毒を流布し、以て不測の災害を國家社會に及ぼすに至りますから、日常各自の衛生と健康とに留意すべきは勿論の事であります。

健康保持  
消極法

此に於て健康の維持と、體力の増進とを計らんが爲めには、起臥飲食の規律を保ち、身體衣服住居を清潔にし、慾情を自制し、重きを衛生に置きて疾病の豫防に努めることが、固より必然の本務でありまして、美食は必ず

健康保持  
積極法

しも身體を養ふものではありませんから、粗食も尙且つ美食に勝るの美味あらしむるを要し、朝は早く起きて新鮮の空氣を呼吸し、夜は早く寝ねて翌日の精力を蘊蓄し、冷水摩擦も宜しく、深呼吸も宜しく、靜坐法も宜しく、適度の運動遊戯も宜しく、物事を規則正しくし、仕事に逐はれずして仕事を逐ひ、物に屈托せずして神經を安らかにし、精神を爽快にして心の病を治すのが、健康保持の良法であります。併し此等は消極的方法とも見るべきもので、更に積極的方法に至つては、又た幾多の手段もあるであります。ませうが、殊に青年者の爲めには體育に重きを置くのも一方法であらうと思はれます。即ち擊劍でも、柔道でも、器械體操でも、兵式訓練でも、野球でも、打球でも、射撃でも、弓術でも、遊泳でも、角力でも、遠足でも

○自覺篇

五〇

登山でも、總べて其の體力を鍛錬するの良法であります。苟も人として此世に生存する以上は、須らく健康なるが上に尙ほ且つ辛苦困難に堪へて畢生の精力を發揮し得る丈の身體でなければなりません。従つて消極的には衛生を重んずべきは勿論、積極的には進みて身體の錬磨を積み、斯くて奮闘努力に堪ふべき強壯體、寧ろ頑健なるを期せねばなりません。而して身體の頑健は、其の勞働に伴ふものでありますから、アリーセツフェルが人生に於ては心身の勞働に依るに非ざれば、何物も効果を生ずること能はず、努力して又た努力するもの、是れ即ち人生なり。

と言ひ、更にラスキンが

汝若し智識を得んと欲せば、勞苦せざるべからず。汝若し食物を得んと

欲せば、勞苦せざるべからず。汝若し精神上の快樂を得んと欲せば、勞苦せざるべからず。勞苦は人間世界の通則なり。

と言へるが如きは、即ち精力の發揮、奮闘努力の必要を説いたもので、逸樂せる肉體は、其の精神に於て憐むべく、勞苦せる肉體は、其の精神に於て最も幸福なる者でありますから、全精力を發揮し得べく、將た奮闘努力に堪ふべく身體の錬磨を重ねる中には、又た實に道徳上の重大なる意味が伴ふものであります。身體の錬磨は單に身體の錬磨に止まるものでなく其の錬磨は精神の修養に影響すること莫大でありますから、衛生を重んずるは健康を保つ方法たるは勿論であります。一方には精神の修養に依つて其の徳を磨くのは、心身兩つながら健全を期するの良法であります。

【昭憲皇太后御歌】

白妙の衣のちりははらへども

うきは心のくもりなりけり

然れば勞働に依りて身體を練磨し、衛生に依りて健康を保持すると、學習に依りて智徳を修養し、艱難に依りて精神を鍛鍊すると、互に相待つものでありますから、身體の勞苦は心思を鍛鍊し、心思の鍛鍊は又た克く健康を保持し、以て精力を養ふ所以の良法で、精神が安泰、快活、剛毅でなければ、完全なる身體の健康を期することが出来ないであります。即ち精神と身體と調和せざれば、完全にして且つ愉快なる人生の幸福は得られません、従つて長壽を保つ譯には行かぬのであります。勿論體力は必ずし

精神と  
身體と  
の調和

體力と  
健康

も腕力を意味するものではなく、健康にして如何なる奮闘をも繼續し得べきものが、體力に於ける勝者でありますから、體力の強大なる者は必ず健康でありますけれども、健康なる者は必ず體力に於て強大なりとは言はれませぬ。従つて腕力の強大なる者にも、亦た疾病あるを免れぬ譯であります。が、體力強大で、且つ精神健全なればこそ、無病息災で、精力も旺盛であり、事に臨んで堅忍不拔であり、不屈不撓であり、勇往邁進であり、難に處して怖れず、禍に逢ふて悲まず、始終精力を發揮して事に當り業を勵み、斯くて最後の勝利を博し、名譽の月桂冠を戴く譯でありますから、學生と言はず、勞働者と言はず、商工業者と言はず、農夫と言はず、店員でも、事務員でも、學者でも、政治家でも、醫師でも、軍人でも、男子で

健全なる精神  
健全なる精神

○自 覺 篇

五四

も、女子でも、苟も人類の總てに於て、其の體力の強大にして無病健全なるを望むのであります。而して柔弱なる氣風も、強大なる體力に依て驅逐し得られ、雄大なる智徳も、亦た健強なる體力に依て發達し得られるのでありますから、健全なる體力は、人間百行の基たると共に、又た實に人生最大の幸福と言はねばなりません。

故に健全なる精神は、健全なる身體に宿り、以て人生の幸福を増進すと言ふことは、頗る陳腐の言葉のやうであります。其の實は依然として最も新しい言葉であり、且つ最も新しい教訓でありまして、精神に於て強く、體力に於ても亦た強き者は勝者の地位に立ち、精神に於て弱く、體力に於ても亦た弱き者は敗者の地位に立つは當然の事であります。而して其の勝

者は、常に精力の旺盛なる者に限り、其の敗者は、常に精力の欠乏せる者に限るのでありますから、身體も精神も共に強健なる者にして、始めて全精力を發揮し得る次第で、雨注の彈丸を物ともせず、眼中に死生なるものなく、雲霞の如き大軍に向つて、驀然猛進する者は、果して如何なる精力の國民でありませう。千辛萬苦を物ともせず、眼中に難事なるものなく、敢然として事に當り、猛然として水火の中に奮迅する者は、果して如何なる精力の國民でありませう。其の偉業天下の耳目を聳動せしめ、其の功績世界萬國を震撼せしむる者は、果して如何なる精力の人でありませう。言ふ迄もなく精神に於て劣者たり、體力に於て弱者たる者の能く爲し得る所ではありませぬ。

○自 覺 篇

五五



且夫れ病弱の者には長壽者少く、長壽の者は健康の人に多いのでありますから、古今英傑の事業は、概ね其の壽命の長短と比例するのを見る譯であります。稀には長壽ならずとも、天才に依つて偉人の出ることもあります。併し多くの努力と多くの經驗とを要する方面の事業、例へば政治家とか學者とかは、長壽でなければ到底偉人たり得ることが困難であります。孔子は七十三歳まで、孟子は八十三歳まで、釋迦も八十三歳まで生きて居ましたから、倫理道德に於ても宗教に於ても、後世を益することが殊に偉大であります。ソクラテースが毒を仰いで死なねば、七十歳を最期とはしなかつたであります。クリストは十字架の上に犠牲とならなかつたら恐らく長壽であつたであります。プラトンが八十歳、カントも八十歳、

近世では化學者のセベランが百歳、エドワード、エラが九十六歳、ラントが九十二歳で、皆能く其の道を修め、其の學を究め、又た能く身を養ひ以て其の志す所を成功した人々であります。我が日本の學者に於ては、林羅山の七十五歳、新井白石の六十九歳、徳川光圀の七十歳、伴信友の七十四歳などは、未だ長壽中の長壽とは言へぬにしても、若し光圀が短命であつたなら、彼の大日本史の大編纂も計畫せられなかつたであります。近江聖人と稱せられたる中江藤樹は、僅に四十一歳で歿したのでありますが、之れは肺結核の爲めに斃れたから別問題としても、今少し長壽であつたなら、後世を益する所が尙ほ甚だ多大であつたに相違ありません。貝原益軒は衛生に重きを置いた人だけあつて、八十

五歳まで生きて居ります、室鳩巢は七十七歳、伊能忠敬も七十七歳、塙保巳一は七十六歳で歿して居りますが、忠敬にして短命ならば、彼の測量上の偉大なる功績を遺す事も出来ず、保巳一にして短命ならば、羣書類従の大編輯も其の全きを告げなかつたでありませう。其の他伊藤仁齋は七十九歳、佐藤一齋は八十八歳、石川丈山は九十歳、江村專齋は百歳、松宮觀山が九十五歳、近代に於ては伊藤圭介の九十九歳、小野湖山の九十六歳、谷森善臣の九十六歳、南摩綱紀の八十六歳、根本通明の八十六歳、重野成齋の八十四歳など、孰れも長壽者であります。宗教家では親鸞上人の九十歳、了庵禪師の九十歳、天海僧正の百八歳などは拔群であります。政治家では武内宿禰の三百歳、是れは實際の處百二十歳位であつたらしいのですが、

夫れにしても非常なる長壽であります。吉備眞備は八十二歳、橋諸兄は七十三歳、藤原氏の全盛時代を作る宇治關白頼通は八十三歳、平清盛は六十四歳であつたが、今少し短命ならば、平氏の全盛時代は國史から除かれたでもありませう。北條時政は七十八歳であつたが、今少し短命であつたら、源家を覆して北條氏の基礎を固める事が出来なかつたかも知れませぬ。降つて徳川家康は七十五歳まで存命したのであります。若し秀吉より先に歿するか、少くとも關ヶ原役前に死んだなら、幕府を江戸に開いて、覇を天下に稱することは到底出来なかつたのであります。然れば偉人英傑の事業は、多くは其の壽命に比例して居るもので、長壽なる丈それ丈ますく、偉績の赫々たるを見るのでありまして、其の長壽は健康に伴ひ

健康は精神を健全ならしめ、以て精力を發揮せしめ、其の結果として各自の目的を成就するに至るのでありますから、消極的に將た積極的に、心身兩つながら其の強健を期するは、人生最大の要務であつて、心身の強健は又た實に人生最大の幸福であるのであります。人唯れか幸福を抛棄して不幸を求めざる者がありませうか。而かも白から求めて不攝生に陥り、柔惰に流れ、其の身體を病弱ならしめ、其の精神を怯懦ならしめて顧みざる者あるは、其の何の爲めなるかを解するに苦むのであります。固より生あるものは必ず死ありとは申し乍ら、其の天壽を全うするは各自の本分であるのみならず、忠孝を盡し、義勇公に奉じ、其の業を勵み、其の學を研き、公益を進め、世務を開くを得るのは、一に是れ無病健康の賜物ではありませぬか。世の放縱淫逸遊惰なる者、能く其の意を茲に致さねば、獨り其の身を害ふ計りではなく、實に國家社會の大患を招くに至るものであります。

天壽の保全

第四講 現代の趨勢

第一話 東西文明の接觸

文明開化と一口に言へば言はれ得るのであります。其の文明開化には、精神的の文明と、物質的の文明とがありまして、大體から申せば、東洋は精神上の文明であり、西洋は物質上の文明であります。試に世界の三大教たる儒教佛教基督教に就て見ても、其の儒教は支那に起り、佛教は印度に始まり、基督教は猶太より發したものでありますから、世界の人心を支

東西文明の差違

配し、精神界を網羅する教義は悉く其の源を東洋に有してゐるのであります。殊に此等の教義を包溶融和して天地と合致し、廣大無邊古今を一貫するものは、即ち我が日本の古神道、換言すれば皇道で、國體の精華、教育の淵源、皆之より發し、以て萬邦の規範たるのであります。

【後醍醐天皇御製】

天の戸の明けし月日の變らぬは

神代ながらの光なりけり

世界は廣しと雖も、忠孝其の本を一にし、忠は即ち大孝なるの國體は、何處にありませう。三千年來皇祖の御片身たる三種の神器を、つぎ／＼に承けさせ給へる國は、何處にありませう。國初より今日まで、將た今日より

日本國  
の精神  
の最明

永遠の將來に至るまで、曾て革命なるものなく、又た之れあるべからざる國は、何處にありませう。皇室を中心として、君臣は親子の關係ある國は何處にありませう。一國は一大家族で、國民は眞に同胞兄弟たるが爲めに建國以來未だ曾て人種上の鬭争を見ざる國は、何處にありませう。民性純潔にして一誠を貫き、億兆心を一にして世々美を濟し、同化の力最も絶大にして萬有を包合し、君臣の義、父子の親、夫婦の和、長幼の序、萬古の渝らざるの國は何處にありませう。世界廣しと雖も、我が日本を除いて果して其の國がありせうか。

【明治天皇御製】

國民は一つ心にまもりけり

遠つみおやの神のをしへを

之を泰西に見まするに、其の家庭は夫婦中心であり、其の國家は權力中心であり、忠孝の大道を説くは、却て其の國を危くするの有様で、遠き祖先を崇敬するは、近き王室を疎んずるの現象を呈するのであります。西郷隆盛の遺訓に

文明とは道の普く行はるゝを賛稱せる言にして、宮室の壯嚴、衣服の美麗、外觀の浮華を言ふには非ず

と見えて居ります。此の意味より言へば文明は我が日本に盛であつて、西洋諸國には低いとも言へます。併しながら泰西の誇りとする所は、謂ゆる物質的文明即ち外觀の文明で、其の建築物は宏壯である、船舶水運、鐵

路陸運、水中潜航、空中飛行、機械工藝、電力磁力瓦斯水力の應用、發明發見等、遠く東洋諸國若くは我が日本に駕凌せるは事實で、日本人が足駄を穿き、袖長き衣服を着るに反し、泰西人は靴を穿き、筒袖股引の輕便なる扮装であり、日本人は疊の上に尙も座布團を布き、團扇片手に其の上に胡坐して、悠然と構へ込み、手を伸ばせば届く程の物をも、家人を呼び立つゝ腮で指圖などするに反し、泰西人は土足の儘で二階に駆け上り、睡眠時間の外は椅子に腰打ち懸けて、何時にても活動し得る用意を整へ、家屋の構造よりして勞働的に出來てゐるのでありますから、一口に言へば日本人は大名式で、西洋人は百姓式、日本人は貴族的發達、西洋人は平民的發達とも言へるのであります。此の點が即ち一方に精神的文明内觀的文明の

進歩を見、一方に外觀的文明物質的文明の進歩を見た所以でありはせぬかと考へられます。従つて西洋人が物質的文明に誇るならば、日本人は精神的文明を以て世界最一なりと誇つても差支はないのでありますが、今や此の東西の文明が互に接觸して、彼と此と融合すと言はんよりは、寧ろ混淆錯綜して、長短併せ取るの時代となつたのであります。

【明治天皇御製】

葦原のみづほの國の萬代も

みだれぬ道は神ぞひらきし

基督教の傳來  
諸國との交通

古代朝鮮支那及び其他の東洋諸國と我國との交通並に彼我文明の接觸感化は、今茲に説くの必要はありませんが、之を泰西諸國との關係に見まする

葡萄牙人の航來

に、今は昔六百四五十年前、頃は龜山天皇の御世の文永年間、蒙古の楊州都督たりし伊太利人マルコ、ポロは、始めて其の見聞録に我が日本の事情を叙述して、世界に紹介したのであります。其の記事には誤りも多く且つ當時は東洋は尙ほ雲霧に閉ざれて、一般泰西人士の眼中には映せなかつたのであります。然るに其の後二百餘年にして、亞米利加大陸はコロンの爲めに發見せられ、茲に太平洋航路は開かるゝに至り、尋で喜望峯廻航の通路は、又た葡萄牙人に依て開かれ、後二十餘年にして葡萄牙人は臥亞を占領し、進みて支那南邊に貿易を開始せしより、歐州人は漸く東洋に向つて商權を擴張すると共に、又た基督教の宣道を計り、我が天文十年には、葡萄牙商船は豊後國神宮寺浦に現はれ、其の十二年八月には、薩

摩の南海中なる種子島の西村に漂着し、此時始めて鐵砲を齎し、其の十七年には臥亞の宣教師ザヴェー鹿兒島に來り、領主島津貴久の許可を得て布教に従ひ、邦人之を切支丹宗と稱したのであります。之れ即ち基督教傳來の始であります。併し貴久は佛僧の勸に聽き、幾もなくして之を禁じ、ザヴェーは肥前の平戸に遁れ、轉じて周防の山口に入り、更に豊後の府内に來り、其の到る處に天主堂を建て、信徒漸く多きを加ふるに至り天正年間には日向領主伊東義祐の孫義賢は、大友宗麟の使者として羅馬に赴き、法王に謁して款待を受け、往復數年にして歸朝するなど、東西の交通漸く開け始めたのであります。

邦人の西航の

織田信長に至り、基督教を歓迎して南蠻寺を京都に建て、其の信徒は畿内

豊時代の況

中國、九州に蔓延し、殊に大友、島津、有馬、大村、松浦の如き豪族は、皆各々便宜の要港を開きて外船を招き、内外の物品を交易賣買すると共に切支丹宗の布教は殊に九州の各地に洽くなつたのであります。豊臣秀吉は初め之を禁じなかつたのであります。天正十三年に至つて之を禁じ、其の十五年には傳道師を海外に放ち、十七年には京都の南蠻寺を毀ちて宣教を禁じ、十九年閏正月宣教師ワリニヤンが印度副王の書を呈せども、秀吉之を聽かず、文祿三年に至り、京都大坂に居る切支丹宣教師を捕へて悉く之を放逐し、其の信徒二千餘人を長崎に斬つたのであります。併し乍ら切支丹信奉の勢力は、之に依て減殺されたものではありません。斯る間に歐洲に於ては葡萄牙衰へて和蘭興り、慶長五年和蘭の商船始めて

○自 覺 篇

七〇

和泉の堺浦に泊し、徳川家康之を相摸國浦賀に廻航せしめ、船長ヤムイヤ  
 ウスを江戸に召して海外の事情を問ひ、之に宅地を與へ俵米を給し、大に  
 海外通商の利を開かんとするの意があつたのであります。當時西洋諸國  
 も亦た益々意を東洋に注ぎ、且つ南部亞細亞の諸國並に南島と我國との交  
 通は、爾來逐年頻繁なるに至り、既に慶長元年には西班牙の商船が土佐  
 に漂着するあり、其の二年には呂宋の入貢あり、八年には家康書を東埔寨  
 國に與へ、十七年には暹羅國人を引見し、十八年には英吉利人を引見し、  
 皆符券を船長に與へて通商を許し、我が商人も亦た幕府の印券を得て海外  
 に貿易する者多く、京都の商人茶屋四郎次郎、伊勢の商人角屋七郎兵衛等  
 の安南貿易に於ける、濱田彌兵衛の臺灣貿易に於ける、駿府の人山田長政

○自 覺 篇

七一

の暹羅副王として權勢を振へる、伊達政宗の臣支倉常長の一行が羅馬に發  
 航したるなど、我が國力の海外に於ける發展と、之に伴へる商權の擴張  
 とは、將に益々大なるものあらんとし、三百年の後に於ける明治維新を待  
 たずとも、日本は夙に世界的日本たるを得べき形勢であつたのであります  
 併し乍ら斯る間にも家康の憂ふる所は、切支丹宗の蔓術にありしものゝ如  
 く、一面には海外の通商貿易を許しつゝも、一面には切支丹宗の傳播を防  
 遏するに努め、慶長六年には一たび之を禁じて、其の宣教師を海外に逐ひ  
 二代將軍秀忠は、慶長十六年に再び切支丹宗を禁じ、翌十七年には京都の  
 天主教堂を毀ち、又た肥前の島原及び有馬は其の信徒の巢窟の地なるの故  
 を以て、領主有馬晴信を罪して封を沒し死を賜ひ、十九年再び京都の天主



會堂を毀ち、信徒中の有力者たる高山友祥、小西如安、加賀山隼人などを呂宋に放逐し、更に同教徒を和泉に捕へて之を罰したのでありますが、海外通商の許可、開國進取の政策は、到底切支丹宗の禁制と一致せざるを知るに至つて、元和二年八月遂に鎖國政策を執るに決し、斷乎として外船の互市を停め、切支丹宗禁止の令を嚴にし、我が商人の海外に往くを罰し又た大船を造るを禁じ、和蘭商船の外は其の來航を停め、茲に東西の交通は斷絶し、切支丹宗の信徒は悲惨なる歴史を遺して王政復古に及んだのであります。

幕末の  
騷擾と  
開港の  
市

然るに寛政年間より露艦屢次北海に現はれて、我が北門を侵し、文化年間より英船長崎方面に出没し、長崎奉行松平康英の引責自殺の事などあつて

世論漸く囂しからんとするに當り、淡路の高田屋金兵衛は、露人と密約の船旗を用ひて罪せられ、加賀の木屋藤右衛門及び錢屋五兵衛は、外人と私販して共に磔刑に處せられ、家財船舶所有地をも沒收せられ、私販の禁ますく嚴にして、攘夷の論漸く盛なるの時、嘉永六年六月米國水師提督ペルリの浦賀來航となり、天下騷擾を極めて海防を嚴にするや、同年露艦長崎に來り、安政元年幕府は米國の爲めに長崎、下田、函館の三港を開き更に神奈川條約及び下田條約を結び、茲に始めて鎖港を解き、同年英國水師提督スチルリングと和親條約を長崎に結び、長崎、函館の二港を開き又和蘭の爲めに下田、函館、露國の爲めに下田、函館、長崎を開き、安政五年又た佛國と江戸に條約を結び、萬延元年三月遂に櫻田の變となつて井

明治維新の業

伊大老の遭難あり、文久二年八月生麥事件あり、其の十二月品川御殿山の英國公使館の焼打事件あり、翌年鹿兒島灣に於ける薩英戦闘となり、又た英、佛、蘭、米の聯合艦隊と長州藩兵との下ノ關の戦となり、内外多事の間は大政復古の世とはなつたのであります。

此に於て明治元年三月、明治天皇陛下は五箇條を神明に誓ひ給ひ、『智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし』と宣はせられ、庶政茲に一新し、内治外交の績並に擧り、世界と締盟するもの十五國、互に公使を派遣し、彼我が交通益々頻繁に、其の親善愈々厚く、陸海軍制、郵便、電信、鐵道造船、法律の制定、其他諸般の改革新設は、概ね之を泰西に則り、盛に留學生を派出し、視察員を特派して、泰西の文明を吸取せしめ、開國進取

の國是に依り、ますます大猷宏謨を宇内に伸張せしめられ給ふに至つたのであります。

【明治天皇御製】

あら玉の年もかはりぬ今日よりは

民のこゝろやいと開けむ

國威の宣揚

斯くて明治八年には、露國と千島樺太を交換し、十三年には朝鮮に壬午の亂ありて、濟物浦條約を結び、十七年には又た朝鮮に甲申の亂ありて、翌年漢城條約を結び、更に清國と天津條約を結び、廿二年には憲法の發布ありて立憲政體を組織せられ、不磨の大典に依りて民生の康福を増進せしめ給ひ、廿三年には帝國議會を開かせ給ひて、政府と和衷協同し、以て大政

を贊襄せしめられ、廿七八年には朝鮮の爲めに義戦を起して清國を膺懲し、遼東半島及び臺灣を領したのでありましたが、此頃より泰西文明の列強は専ら力を東洋に注ぎ、殊に極東は東西列強の權力競争の燒點たらしつゝある際でありましたから、露、佛、獨の三國干涉の爲め、遼東半島は清國に還附するの止むなきに至りました。既にして三十三年には北清團匪の亂起り、東西の列強は聯合軍を組織して北京に乗り込んだのでありますが、斯の如きは世界歴史あつて以來の始ての事でありまして、東西文明の接觸は益々其の度を進めて來たのであります。殊に三十五年には日英同盟の締結となり、極東の日本と、歐州西極の英國とが、歐亞二大洲を包擁して握手したのでありますから、世界の平和を保障するが爲めに絶大の効力ある

東西文明の接觸

は言ふ迄もありません。斯る間に極東は益々列強争點の中心となり、佛國は南部亞細亞に英國は支那南部及び威海衛に、獨逸は膠州灣に、露國は滿蒙を経て更に旅順に、各々其の根據を定め、米國は布哇及び比律賓を占領して東洋に接近し來り、三十七八年戦役に依り、日本は露國の勢力を北逐して、樺太の南半を領し、關東洲を租借し、四十三年八月韓國を併合して世界一等國の班に列するに至りましたけれども、支那は共和政治を布きて紛擾止まず、米國には學童問題に續きて移民問題起り、日本人排斥の聲は今尚ほ止まざる有様でありますから、極東の將來は益々多事であらうと思はれますが、政治問題以外にありましては造船航海術の發達、通商貿易の盛大、海陸聯絡の便と共に、海外の交通は日に開け、朝鮮及び南滿洲の鐵

道は、西伯利亞鐵道に聯絡して歐亞二洲を貫通し、既にスエスの堀割は喜望峯廻航の不便を除かしめ、今やパナマの堀割は又た太平洋兩洋の海水を連續せしめんとするに至りましたから、世界は益々縮小せられて、東西の文明は接觸と言はんよりは、寧ろ交換するの機運に立ち至つたのであります。此時に當り大正新時代の青年は、果して如何の用意あるかは、即ち當面の大問題でなければなりません。

第二話 新時代と新人物

封建  
制の世

昔は封建の世、諸侯各々其の封境を警め、幕府は國を鎮して、文明を他邦に求めず、謂ゆる井底の痴蛙を知らずして自ら大なりと爲てゐたのであり

文明  
の世

且又た法教の禁、言論の束縛等に依つて人心を壓迫し、專制專權以て人民を抑遏したものとあります。併しながら今は四海比隣、海陸並に交通し、彼の長を採り、我の短を補ひ、學ぶ所益々深く、聞く所ますます博く、見る所ますます新に、憲政の德澤を億兆に布き、自主自以て公益を計るを奨め法教亦た各自の擇ぶ所に任せ、中外友情に篤く、百物共通し、物資輸入し、製品を輸出し、發明發見に依れる物質的文明の進歩は、殆んど底止する所を知らざるの有様であります。

斯の如く天下の事理日に新にして窮りなく、文明の進歩は月と共に底止する所がないのでありますから、古人の是とする所も、今人の非とする所のものがあり、今人の是とする所も、亦た後人の非とする所となるものがある

世態  
の變遷  
の今昔  
の別

りませう。既に古人の言はざる所、又た爲し得ざる所のものを、今人之を言ひ之を爲しつゝありますから、今人の言はざる所、爲し能はざる所のものを、後人之を言ひ之を爲すものあるは、又た決して否定する事が出来ません。唯だ茲に注意すべきは、事の善惡是非は、固より古今に依り衆寡に依つて變動するものでないと言ふ一事であります。

【明治天皇御製】

いそのかみ古きためしを尋ねつゝ

新しき世のことも定めむ

何となれば天下皆非なりとし、唯だ一人是なりとして縲紲の辱を受けたるも、後世に至つては泰斗の名を得たるガリレオの如きがあり、或は天下

の人未だ言はざるに、一人獨り之を言ひて罪せられ、遂に自殺を敢てしたるも、後世に於ては聖哲として尊敬せらるゝソクラテースの如きがあり、孔子は到る處に於て容れられず、基督は十字架上に曝されたるも、其の教は千歳の後に至りて益々光輝を放ちつゝありますから、衆論必ずしも是ではなく、一人の創見必ずしも非ではなく、古の惡とする所、今の善とする所たるものなきにしもあらずと言はねばなりません。之を即ち時代の變遷と言ふのであります。

併しながら時代が如何に推移するとも、世態が如何に變遷するとも、茲に古今を貫き東西に通じて、萬古不變の人道あることを忘れてはなりません。即ち如何に學問があつても、道德的人格に於て缺く所があれば、其人は到

底永久の生命を保つことは出来ません。如何に藝術に長じても、若し徳操にして高からずは、其人は精神的に道德的に無用の廢物であります。釋迦基督、孔子の如きは、今尚ほ生きて居る人であり、即ち永久の生命を持つて居る人であり、之は即ち道德的人格に於て非凡なるが爲めであり、冀くは今人と雖も、將來永遠の生命を持続すべく其の人格の修養に努めたいものではありませんか。古往今來孔子以上の人もなく、基督以上の人もなく、釋迦以上の人もなく、徒らに古人の糟粕を嘗むるに止まりながら、口では新時代と稱し新人物と唱ふるが如きは、如何にも古人に對して面目なく、又た後人に對して赤面の至りではありませんか。

【明治天皇御製】

進みたる世に生れたるうなるにも

むかしの事をまづをしへなむ

新時代の  
新人物  
の意義

新しい時代には新しい人物を要し、新しい人物には新しい修養を要すと言ふ事は、現代の萬口一致する所であるやうであります。其の新しい時代とは何ういふ時代で、新しい人物とは何ういふ人物で、新しい修養とは何ういふ修養であるかに就ては、之を明瞭に的確に説明する者がないやうであります。神武天皇の時代には無線電信もなければ、飛行機も潜航艇もなかつたのでありますけれども、之は學問智識の發達に伴へる物質的文明の相違に過ぎません。專制封建の昔から見れば、立憲政體の今日は、成程新しい時代であります。此の新しい時代に適應したる人物は、又た新しい人

物でもありません。併しながら其の新しい人物は、學問智識に於て或は新らしいかも知れません、物質的文明に於て新しいとも言へませうが、人間社會に最も尊ぶべき精神的文明に至つては、今日の方が却て退歩の有様ではありませんか。學問は日に進み、研究は月に進みつゝありますから、此の點に於ては日に新に發達しつゝありますけれども、精神上の修養に於て新なる方法とは如何なるものでありませうか。

【明治天皇御製】

ひらけゆく時にいよくあふがれぬ

ひじりの御世の高きをしへを

尤も智能も徳操も、之を學問に依つて磨くことは出來ますけれども、而かも智能も徳操も、之を學問に依つて磨くことは出來ますけれども、而か

學問と  
徳操と  
伴ひ難し

も智能あるもの必ずしも徳操高からず、徳操の高きもの、必ずしも智能に秀でたりとは申されませぬ。殊に近時文藝の隆盛なる、書籍の浩漭なる、學校の多數なる、實に昔に幾十倍し、従つて文化も亦た大に進めりと稱せられ、現代の青年は之を古人に比ぶれば、其の學問を修むるに便なること古人の夢にも知らぬ所でありませぬ。其の便なるが爲めに却つて之を修むるに怠り、簡捷を覓めて却つて小成に安んぜしむるの弊があります。最も多くの艱難を積み最も多くの勤勉を経ざる學問は、其の基礎が極めて軟弱であります。浮薄なる皮想の研究は、到底堂奥に達するを得るものではありません。故に猥りに多くの書を読むとも、之を玩味咀嚼せねば、遂に消化の功を助くることが出來ないのであります。即ち讀書のみが決して學

現代の弊を如何に正すべきや

問ではなく、智能を啓發するのみが又た學問の目的ではありません。人に最も尊ぶ所は、其の智能よりも徳器にあります、才藝よりも人格にあります。而して其の徳器人格は一に精神の修養に待つのでありまして、其の精神の修養は、他の文藝を習ふが如き簡易直捷の徑路があるのではありませぬから、學校の数が多くとも、書籍の数が汗牛充棟も管ならずとも、徳器の成就是一朝一夕の能くする所ではありません、是れ即ち今の青年が智能に秀づる者があつても、其の徳操に缺くる所がある所以であります。殊に東文明の接觸に依て泰西の文物を輸入してより以來、彼の長短を併せ取り、只管物質的文明の外觀に眩まされて、一にも西洋、二にも西洋、西洋心酔の極は、日本文明の美點たる道德信念を忘失し、輕薄、華奮、虚

榮、虚飾に驅られて是れ日も足らざる有様に陥り、忠孝信義廉節などは殆んど地を掃ふに至りましたから、畏くも明治二十三年の教育勅語の煥發となつた次第であります。

【明治天皇御製】

かみつ世の御代の掟をたがへじと

おもふぞおのがねがひなりける

然るに明治四十一年、又もや戊申詔書を下し賜ふの止むを得ざるに至りましては、吾等は實に恐懼措く所を知らぬ次第であります。今や大正の御代國家の基礎たり柱石たる青年の現狀は如何であります果して能く教育勅語の聖旨を奉體し、戊申詔書の聖諭を遵奉服膺しつゝありと言ふ事が出来ま



せうか。新時代に新人物を要すと言ふのは、其の時代に應じて世界の文明に後れぬ人物を言ふのでありますが、それは専ら智能の方面を指したもので、日本固有の國民道德なるものには、時代に依つて新舊の別があるのであります。

【明治天皇御製】

うけつぎし國の柱の動きなく

さかえゆく世をなほいのるかな

そもく青年の元氣旺盛なる國家は常に駸々として其の隆昌を見ることが出来ず、併しながら精神修養の急務を忘れて、人心の腐敗、青年の墮落を招くに至らば、其の國家は哀亡の非運に陥るの外はないのであります。

青年の  
元氣と  
國家の  
隆盛

今や東洋の平和は我が帝國の實力に係ること日に益々急なるの時、國民或は浮華輕佻に趨り、青年男女は放縱惰弱に流れ、上下共に世道人心の頽廢を顧みざるが如きことあらんには、我が帝國は如何でか列強の首位に居りて威徳を世界に光被せんとするの抱負を實行することが出来ませうか。天の大任を帯び、極東日出の處に位置して世界の平和を保障せらるべき一萬乗の大君を奉戴せる吾等億兆の臣民は、克く各自の任務を自覺し、更に國民精神の修養と士氣の振作に努めて、國威の宣揚、國運の隆昌を期せざれば、決して忠良の實を得たる者とは言へないのであります。世の幾萬の青年、宜しく省みて其の本分を盡し、ますます我が國民道德の光輝を發揚せねばならぬではありませんか。

## 風紀篇

### 第一講 家庭と郷土

#### 第一話 家風家憲

一國には一國の憲法あるが如く、一家には一家の掟があります。一國には其の國特殊の風俗あるが如く、一家には其の家特殊の習はしがあります。故に自國より他國に入る者は、直に其の國の風俗が自國に異なるものあるを見出すが如く、自家を出で、他家の門に入る者は、又た直に其の家風を自家に異なるものあるを見出すであります。即ち其の家の子弟僕婢を見ても、亦た家風の表現せられたるを窺ふことが出来るのであります。例へ

家風の一例

ば今こそ天下に時めく富豪なれども、其の昔の貧苦を忘れずして、全家綿服と粗食に甘んずる者もあります。或は規律の嚴肅を専らとする家もあります。或は優美にして高雅なるを特色とし、或は全家武を以て立ち、或は重きを文事に置くもありますが、要するに各家其の趣きを異にするもの、是れ其の家風であります。

久方の月の桂を折るばかり  
家の風をば吹かせてしがな

【菅原道眞の母】

家憲の一例

而して家憲は一國の憲法の如きものでありますから、其の條項を見なければ直に之を知ることが出来ません、併し其の家風に顯るゝ所を以て、又家

憲の精神を窺ひ得るのであります。例へば農家には家農相當の家憲があり軍職の家には武道に據れる家憲あるが如く、商家には商家の、漁家には漁家の家憲があつて、各皆祖先の遺訓を紹述し、子孫をして其の嚮ふ所を謬らざらしむるの精神があります。

この宿の梅は色香もうつろはで

猶ほ幾千代の春を契らん

【林子平】

固より世運の變遷と時勢の進歩とに依りて、家憲も亦た千歳不變のものたるべからざるは勿論なれども、後世子孫が濫りに之を改廢して、國體と共に萬古に一貫せる精神を失ふに至らざらんことを誠めねばならぬのであり

家族制度とば何ぞや

元來人類衆團性の第一歩は、先づ家族に始まり、進みて地方團體と爲り、更に擴張して一國を形成するものであります。而して一國に君主あるが如く、一家には家長があり、其の家長は人格に於て、德行に於て、智能に於て、總べて子弟の模範と爲り、家憲を保持し若くは制定し、家風を格守し若くは改善し、且つ以て家族保護の任に當るものであります。斯くて家長を中心として、父母、夫婦、子女、兄弟を以て和合團樂し、長幼尊卑其の序を保ちて、共同生活を營めるを家族制度と言ふのであります。殊に我が帝國は、家族を單位として成立したものであり、且つ又た同一家族の擴大したものでありますから、一國は一大家族に外ならぬ次第で、個人を

單位とせる諸外國とは、其の組織の根本に於て相違してゐるのであります

【明治天皇御製】

千代よばふころぞにぎはふ山松の  
つらなる枝のひろき園生は

之を以て我が國に於ては、一家の盛衰は直に一國の消長に關するのでありますから、古來家族を重んじ、家系を尊び、祖先の遺風遺訓を遵守し、家門の繁榮と名譽とを冀ふ所以であります。然れば我が國にありて人生の快樂とする所は、一家團樂和合の樂より樂しきはないのであります。家庭は實に天賦の樂園で、又た生活々動の本據でありますから、其處には常に和氣洋々として、春風堂に満ち、花咲き鳥歌ふの歡樂がなければなら

家庭の和樂

ぬのであります。

春風に解くる氷のますかみ

笑ひつくらふ山の端の月

【室鳩巢】

斯くてこそ家庭には虚偽もなく、危険もなく、家族擧つて和合輯睦の間に益々奮闘の英氣を養ひ、純忠至誠、奉公義勇、以て君國の爲めに身命を捧ぐることも出来、社會公益の爲めに犠牲たることも出来る譯であります。若し夫れ一家不和にして、父子相争ひ、兄弟互に鬩ぎ、温情を失ひ、圓滿を缺き、冷薄にして嫉視するならば、人生の不快は此の上もなく、人生の不幸は又た之に過ぐるものがないのであります。而して其の不快其の不幸

は、雷に一人に止まることなく、斯る家庭に生長したる者こそ、其の冷刻殘忍を外に發して、國家社會の大患を醸す者でありますから、即ち國家の基礎たる家庭の平和と、其の家憲家風の如何に大切なるかは、今更贅言を費す迄もなく、又た家庭教育の良否は、國家盛衰の關する所たることも、自から分明であります。

【後櫻町天皇御製】

天が下やはらぐ春の初風に

なびく草木の色をそふらし

家庭の團樂和樂が、及ぼして天下泰平の春を見るに至るべきは、實に此の御製に拜誦する通りであります。世には往々家庭の教育を忽にする父

兄があり、又た家憲家風に背きて父兄の心を痛ましむる青年子弟のあるのは、そもく何の心でありませう。中根東里の壁書に

父母をいとをしみ、兄弟にむつまじきは、身を修むるの本なり、本堅ければ、末繁し。

老を敬ひ、幼をいつくしみ、有徳を貴び、無能をあはれむ。

忠臣は國あることを知て、家あることを知らず、孝子は親あることを知て已あるを知らず。

と教へたるが如く、青年子弟は、孝悌を以て父兄長老に事へなば、一家の圓滿は言ふも更なり、一國の和合亦た期すべきであります。即ち子として親恩に報い、且つ祖先の遺風を顕彰し、其の遺訓を遵奉するは、人倫の大

忠臣は  
孝子の  
出門より

本にして、又た實に我が國體の本源でありますから、孝道を以て君に事ふるは、即ち忠なる所以で、忠臣は孝子の門より出づと言ふのは此の事であります。

【明治天皇御製】

むらぎもの心つくして報いなむ

おふしたてたる親のめぐみに

今の青年動もすれば、忠孝の道を以て陳腐と爲すものあるが如きは、何たる不心得でありませう。自己は祖先の延長であり、父母の分身である以上は、孝道は不滅のものでなければならぬ。更に天津日嗣の高御座に坐ませる天皇は、萬世一系に在して、神代の神々の御延長であり、吾等臣民は國

初はじめ以來らいの赤子せきしたる以上いじやう、忠道ちゆうだうは又またた不滅ふめつのものであります。即すなはち忠孝ちゆうかうの道みちは、最もつとも古ふるくして且かつつ最もつとも新あたらしき永久えいきう不滅ふめつの大道だうだうでありますから

【明治天皇御製】

たらちねの親おやの心こころをなぐさめよ

國くににつとむるいとまある日は

と仰おほせ給たまひし如ごとく、其その父母ふぼに事つかふるや、幼えうにしては能よく命めいに従したがひ、壯さうにしては克よく業げふを勵励みて國事こくじに盡じゆん瘁すうし、一ひとは以もつて臣民しんみんの本分ほんぶんを竭つくし、一ひとは以もつて家門かもんの繁榮はんえいを冀こひねがひ、父母ふぼ老おいては之これを慰なぐさめ、之これを養やしなひ、居をる時は敬けいを盡つくし、養やしなふ時は樂らくを致いたし、病やみては愛あいを盡つくし、喪もには哀あいを極きはめ、祭さいには奉ほうずるに嚴げんを以もつてするを孝かうと言いふのであります。

孝道かうだうと  
は何なにぞ

世よの中なかに思おもひあれども子こをこふる

思おもひにまさる思おもひなきかな

【紀貫之】

と言いへる歌うたの心こころを體たいすれば、如何いかでか父母ふぼの心こころを痛いたましむることが出来できませう。浮薄ふはくにして個人主義こじんしゆぎなる西洋思想せいやうしきやうに感かん染せんしつゝある青年子弟せいねんしていは、一ひと層そう深く反省はんしやうする所ところがなければ、我わが帝國ていこくの基礎きそを動搖どうごうせしめて、不測ふそくの禍わざはひ害がいを招まねくに至いたらぬとも限かぎられぬのであります。

雲くもはれて後のちの光ひかりと思おもふなよ

もとより空そらにあり明あけの月つき

【佛國禪師】

即ち天地を一貫せる忠孝の大道は、皓々として日月の明の如く、古今將來を通じて我が國に照り輝いてゐるのでありますから、淺薄輕浮なる西洋思想などに感染して、世界無比の國體を汚すが如きは、以ての外のことです。夫れも

目の毒と知らぬ内こそ櫻かな

【一 茶】

で、物質的外觀の美に眩まされて、皮想の華麗に心付かぬ間は、其の思や憐れむべきも、其の心は尙ほ導きて改めしむるの餘地があります。若し夫れ其の非を知つて遂行し、良風美習を破壊せんとするに至つては、其の罪や到底恕すべからざる次第であります。

月影のいたらぬ里はなけれども

ながむる人の心にぞ澄む

【法然上人】

心の置き所一つで、曇りもすれば澄みもするのでありますから、金甌無缺の國體を有し、世界に無比なる歴史の成跡を有する吾等日本國民は、如何でか其の心の置き所に於て、人後に落つるが如きことあるべき理がありません。然れば家庭に於ける兄弟姉妹が、父母長老に對し、又幼者が長者に對する道に於ても、世界何れの國として我が國に及ぶものはありませんから、恐れ多くも悌道を仰せられては

【昭憲皇太后御歌】



とりくにつくるかざしの花もあれど

にほふこゝろのうるはしきかな

日本婦人の美德

又た婦女子の貞順、殊に日本婦人の美性たる内に剛健にして外に仁和なるを仰せられては

亂るべき折をばおきて花櫻

まづ笑むほどをならひてしかな

との御歌あらせられたる次第で、古來節婦烈女の範を後世に貽す者は、一に皆恭謙貞順にして萬難に堪へ、仁和溫柔にして節操を嚴守せざるはなく、夫に對しては誠信敬愛、舅姑に事へては孝順温恭、子女を教養するに慈徳を以てし、家道茲に興り、家門益々繁盛を來たすを見るであります

梯道と何ぞや

せう。即ち一家の盛衰興廢は、専ら家婦内助の功過如何に係り、子女の儀範も亦た家婦に待つ所多きに居るにでありますから、英雄の背後には必ず賢母ありと稱せらるゝ所以で、殊に優美と堅忍と、將た犠牲的精神の發揮とは、實に日本婦人の美德であります。

且つ夫れ兄たり姉たる者は、父母に代りて弟妹を愛撫指導し、弟妹は敬順を以て兄姉に頼り、長幼の序を保ちて唇齒輔車の實を擧ぐるを、梯道とは言ふのであります。然れば兄弟姉妹互に和睦し、父母に事へて孝、君に盡すに忠なれば、國家の安寧と隆昌とは、期せずして其の美を致すべきであります。

併しながら子女の忠孝貞順なるは、其の家庭の善良なるに依るのであります。

家庭教育の良否

すから、父兄は子弟の教養を學校に一任して家庭を顧みざるが如きことあらば、獨り其の子弟を謬らしむるのみでなく、延いて國家社會を謬るに至るのであります。若し夫れ學校は智能の啓發のみに專にして、品性の涵養を怠り、社會は詐妄虚欺を迎へて、民風の矯正を忽せにするならば、國家は何を以て其の發達隆盛を期することが出来ませう。故に國民教養の善美を致さんには、社會と學校と家庭との三教育の一致に待たねばなりません。殊に家庭は國民教育の本源で、家庭教育の良否は、實に國家盛衰の關する所であります。

【明治天皇御製】

たらちねの庭のをしへはせばけれど

家庭に於ける精神的感化

廣き世に立つもととはなれ

世に『三歳兒の魂は百まで』と言ふ諺があります、之れは其の幼少の時分の家庭教育が、深く腦裡に印してゐるのを言ふのでありまして、子女は其の家庭に於て、朝に夕に、四六時中父母に親炙するものでありますから知らず識らずの間に精神的感化を受けつゝあるので、父母日常の言語から動作から、居坐から、進退から、其の一顰一笑に至るまで、皆悉く子女の模範となり、以て其の性格を作り、他日忠良の臣民たり、偉人傑士たり節婦烈女たると否との根柢を、其の幼時に於て深く培養せらるゝものでありますから、子女は即ち父母を寫すの鏡で、家庭教育の善悪は、直に國家の盛衰消長に關する次第であります。

【昭憲皇太后御歌】

花になれ實をも結べといつくしみ

おほしたつうむやまとなでしこ

斯くて一家には一家の家風があり、又た家憲があつて、家族全體の遵守すべき道が、定まると共に、其の子女の教養訓陶が、又た家風家憲に伴ふて寛嚴宜しきを得べき筈のものでありますから、社會に出で、活動し、國家の爲めに盡瘁する場合に當つて、始めて家庭教養の精神が發揮せられるのであります、故に社會の腐敗も家庭の腐敗より起り、國民の柔惰放縦も家庭の柔惰放縦より起り、綱紀の嚴肅も、民俗の敦厚も、一に家庭に基づくのであります。

【明治天皇御製】

たらちねの親の心は誰もみな

年ふるまゝに思ひしるらむ

今の青年、克く此の御製の大御心を體して、假令家庭と千里相距つとも、其の幼時を追懷して現時に及ぼし、想ひ一たび老父母を身の上に馳すれば何を以て墮落の淵に沈淪し、其の前途を誤るが如き非行を敢てする事が出来ませう。

第二話 郷風の善美

郷土は父祖の墳墓の地であります、又た吾等の生長した土地であります、

郷土の  
父祖の  
墳墓の  
地

故に郷土の山川風物は深く吾等の脳裡に染み込み、假令一基の墓碑でも、朽廢したる堂宇でも、皆其の有りし昔を物語り、古き松の木、老いたる杉の木一本に至るまで、悉く歴史的記念物でありますから

【明治大皇御製】

にらちねのみおやのみ代のふる事を

おもひぞいづる庭のたちばな

往時の  
追憶

の御製を拜誦し奉るにつけても、古城址に佇みて古今の變遷を追懐し、祖先の墓前に跪きて其の英靈を弔ひ、或は弟妹を携へて氏神の境内を逍遙し、緑樹の蔭濃かなる處に、塵外の清氣を掬して、徐ろに祠前に賽するの時、高潔至誠の眞情を發露し、天來の神韻に感じて、誰か俗社會の一切

郷土の  
至情

の塵埃から脱せざる者がありませう。

然れば郷關を出でて遠く都門に笈を負ふの青年子弟、或は業成り學を修めて輦轂の下に留る者とても、其の心一たび郷土に馳するならば、山川風物悉く眼前に展開し來つて、一幅の郷土の縮圖を腦裡に映寫し、一樹一流に至るまで、皆父祖の遺業遺徳を追憶せしめ、紅塵萬丈の大都にありながら、遙に郷土の風物に依つて精神の修養に資する所甚だ深きものあるを感ずるでありませう。

春を得て花より衣重ぬとも

わが古郷の寒さ忘るな

【上杉鷹山】

報本反始の誠

郷風の感化は遠隔の地に在る者をして、尙ほ其の修養に資する所前述の如きものがありますから、況して常時其の土地に住み、朝夕祖先の墳墓に事へ、父母の膝下にある者に於ては、更に感化の大なるものあるは言ふ迄もありません。故に一字一碑と雖も、之を保存して其の舊を忘れず、古きを温ねて新きを知るの資に供することなくば、遂に郷民の美風を破壊するの患あるに至りませう。且つ夫れ隠れたる偉人の遺跡遺業の如きは、更に之れが顯彰の道を講じ、以て益々郷土の光輝を發揚するに努め、名勝舊跡の如きも、之れが保存の道を講じて、光輝ある歴史の遺物の廢滅湮没を防がなければ、何を以て報本反始の至誠を盡して、國家の隆盛を期することが出来ませう。

【明治天皇御製】

やまの奥島のはてまでたづね見む

世に知られざる人もありやと

然るに由緒深き神跡の地に淫祠の盛大を極むるあり、古勇士の墳墓は荆棘に閉ざれて、人の弔ふ者もなく、郷村傳來の寶物名什は、既に其の行衛を明かにせず、名園勝地は狭斜の巷と化して、幽谷海隅に絃聲亡國の音絶えず、家に飢ゑたる老翁老嫗あるも、青年子女は綾羅を纏ひて翾々たるが如くならば、一郷擧げて墮落腐敗に陥り、遂に一國の運命を危殆ならしむるは必然であります。

【伏見天皇御製】

代々たえずつぎて久しく榮えなむ

豊葦原の國やすくして

此の御製を畏み奉りて、須らく郷風の善美を期せねばなりませぬ。元來歴史に依つて變遷の跡を説くは立國の本義を明かならしめ、以て國民の信念を鞏固ならしむべき我が日本帝國に於ては、郷土の史料は精神修養に資すべき必須のものでありまして、之れが實物材料は氏神及び産土神であります。何となれば古來我國には尊卑の分脈整然として存し、其の姓氏を糺し、其の家系を明かにし、以て上下の秩序を保ちつゝ今日あるに至つたのでありますから、其の家祖を氏神として祭祀し、其の土地を守護する神を産土神として祭祀するは、家族制度を基礎とし氏族團體を基礎とする我が

氏神及  
神と  
郷土

國體の本源であります。

【昭憲皇太后御歌】

天つ日の照らさむ限り神風や

みもすそ川の末はにこらじ

初め我國の上世に於ては、同一の氏族は同一の地域に居住し、其の播衍と共に血族團體を構成して、其の地に同一氏族の祖先を奉祀したのであります。是れが即ち氏神で、又た産土神ともなるのであります。而して各々の氏には氏の長者があつて、其の同族を統率しつゝ國家に對する忠誠を完うしたのであります。併し後世に至つては、血族團體は變じて地域團體となり、氏族は各地に移居轉住し、同一の氏族に非ざるも、其の住居の地域

氏族即  
ち血族  
團體

地域  
神體  
及氏  
産土  
神

を共にするに依つて結合し、其の地在來の氏神を自己の産土神とし、年代の経過に従ひて、他氏族の氏神をも亦た自己の氏神なるかの如く信ずるに至つたのであります。併しながら一大家族たり一大氏族たる國家より之を見る時は、自己の氏族も他の氏族も、同一君父の下に繁盛せる兄弟臣子でありまして、其の本源を齊しく天つ神に發せる分流支裔でありますから、各氏族は互に其の祖先たる氏神を尊崇奉祀しつゝ、根本大宗たる萬系一世の神裔に誠忠を勵むは、一國の團結を鞏固にするのみではなく、一大家族たる我が帝國臣民の當然の本分でありますから、即ち地域團體に移りたる今日でも、尙ほ血族團體の當時に於ける氏神及び産土神の奉齋を怠らざる所以であります。但し其の氏神及び産土神には、官國幣社若くは縣鄉村社

の別がありますけれども、神の威靈には固より何等の差違あることなく、之を祭祀し之を崇敬するの信念に於ても、亦た唯だ一誠あるのみであります。斯くて祖先の遺徳を仰ぎ、其の遺業を繼承し、其の遺訓を遵守し、更に儀範を後世に傳ふるは、實に現代に於ける吾等の本務でありまして、是れ即ち國家の安寧隆盛を祖神の威徳に待つに至誠より出づるのであります。是に於て郷黨の和合を完うし、協同一致の美を濟し、仍て以て善良なる郷風を千歳に傳へ、更に隣邑を導化するを得るのであります。

## 【明治天皇御製】

ちはやふる神の心にかなふらむ

わが國民のつくすまことは

郷黨の  
和合團  
結と郷  
風の振  
興

○風紀篇

一一八

倍ても郷黨の和合團結は、自治制の本旨であつて、又た立憲政體の基礎を鞏固ならしむる所以であります。而して其の郷黨の團結は、素と一家の團樂和合より及ぼすもので、苟も一家仁ならば一國仁に興ると言はるゝが如く、一家より及ぼして隣保相扶け、慶弔相共にし、喜憂相分かち、艱難相救ひ、協力一致して公益を廣め、徳教を盛にし、風俗を醇良ならしめ、華奢を誡めて業務に精勵し、勤儉力行、産を興し富を積み、農商工業各々其の組合を堅固にし、長老有徳の先進は、青年子弟の後進を誘掖指導し、相率ゐて質實剛健、熱誠以て事に當り、奮勵以て美績を擧ぐるに努めたならば、善美の郷風は靡然として隣郷を徳化し、延いて近きより遠きに及ぼすに至るものであります。

自治體  
の組織  
の自治  
の精神

【明治天皇御製】

池水に小舟うかべてあそびつる

むかしこひしき古里の庭

尤も我國には、古來より地方自治の組織がありまして、隣保相扶け、郷黨相和し、國法に遵ひ、郷風を振興し、共同扶掖して、道路を修補し、橋梁を架設し、池溝を作り、灌漑の便を開き、一致協力、以て自治自營の實績を擧げて來たのであります。

【明治天皇御製】

もろともにたすけあひつゝ國民の

むつびあふ世ぞたのしかりける

○風紀篇

一一九



斯くて明治十一年始めて郡區町村編制法の發布となり、明治二十一年市町村制を施行せられ、以て地方共同の利益と、衆庶臣民の幸福とを増進し、且つ隣保團結扶助の舊慣を尊重して益々之を擴張せしめ、更に法律に依つて其の權利義務を明かにし、仍て以て自治の美績を收めしめらるゝの聖旨に基づきて、市町村は茲に始めて完全なる自治體となつたのであります

【明治天皇御製】

いなづまをひきし火影も見ゆるかな

あがたの里も年にひらけて

此の市町村は地方官廳の監督の下にあつて、市役所及び町村役場を置き、以て各々自治精神を體して行政を分轄するのであります。即ち市長、町村

公民權  
の尊重  
と公吏  
の廉潔

長があつて、市長は市參事會と共に市政執行の機關であり、市會は市政の議決機關であります。市の下には區があり、區には又た區長あり區會があります。而して町村長は町村會と共に町村政の執行機關であり、町村會は其の議決機關であります。斯くて市長は市會の推薦に由り勅裁を経て就任し、町村長は町村會の選舉に由り地方長官の認可を得て就職し、市町村會議員は公民の選出に係り、市參事會員及び市町村吏員は、市町村會の選舉に由るのであります。

公民とは國家の人民として、將た自治體の一員として立てるもので、古は之を『おほみたから』と訓んだのであります。併し今日の法律上より解釋すれば、帝國の臣民にして滿二十五年以上に達し、一戸を構へて獨立せる

男子が、二年以上其の市町村の住民として経費の負擔を分かち、又た其の市町村内に於て地租を納め、若くは直接國稅年額二圓以上を納むる者を、其の市町村の公民と言ふのであります。而して自治制度に於て最も尊重すべきものは公民權で、此の公民權は自治體の基礎と爲り、且つ其の盛衰消長を左右し、及ぼして國家の治亂安危に迄も關するものでありますから、公民は皆能く自治の本旨を體し、又た公職にある吏員は、皆能く其の職責を重んじ、斯くて協同一致、以て團體の福利を増進し、國家の隆運に貢獻する所がなければならぬのであります。

【明治天皇御製】

天の下にぎはふ世こそ樂しけれ

郷黨の模範

やまの奥まで道のひらけて

試みに一町一村を過ぎり、一郷一邑に入つて、其の地の有徳の長老が郷民を指導し、良村長が村政に盡瘁すと聞くなれば、必ずや其の郷村の良習美風は、他村に比して優秀なるものあるを見るであります。例へば田園の耕耘にしても、其の力作の迹歴然たるものがあり、道しるべの標木にしても、頗る親切を極めて、其の美德は洵に稱賛に値するものがあります。即ち一長老一村長の徳化にして斯の如く大なるものがありとすれば、其の郷村の青年男女を擧げて皆悉く郷黨の模範を以て任ずるの時は、其の美風徳化の功は、嘗に隣邑に及ぼすのみではありますまい。

第二講 綱紀と民風

第一話 上下一誠

上流人の  
士の本務

國家の隆昌は、精神的文明と物質的文明との調和に待つのは勿論でありま  
すが、世人の多くは物質的文明の外觀の美に眩迷して、國民道德の涵養  
と精神修養の急務とを閑却し、遂には世道人心の腐敗を招きて、國家を危  
殆ならしめたるの例は、古來世界に多々あるのであります。故に社會上  
流の人士は、宜しく羅馬、埃及、印度等の覆轍に鑑みて、孜孜として綱紀  
の振肅を圖り、千歳の儀範を社會公衆に示すべき任務を負ふ者でありま  
す。

【明治天皇御製】

世の中の人のつかさとなる人の

身のおこなひよたゞしからなむ

綱紀の  
嚴肅

源泉清ければ下流の濁らざるは通則で、上の行ふ所は下必ず之に習ふもの  
でありますから、上は大臣將相よりして忠直清廉を主とし、私心を去り、  
規律を守り、秩序の紊亂を防ぎ、廉耻を尙び、節義を重んじ、優柔不斷を  
誡め、文弱遊惰に流れず、以て官紀を振肅し、軍紀を嚴正にし、道義の敗  
類を未然に濟ふならば、下は屬僚小吏を始めとし、國民全般の風紀を振作  
せしむることは敢て難事ではないのであります。

【伏見天皇御製】

○風紀篇

天つ空てる日の下にありながら

くもる心の隈をもためや

特に青年に誠むべきは文弱の弊と粗暴の害とであります。固より文武は鳥の兩翼の如く、車の兩輪の如く、何れの一方をも缺くべからず、又た何れの一方をも軽重することが出来ませんから、古より右文左武と言つて、文を右にし武を左にし、文を以て武を調和し、武を以て文を調和しつゝ、國家社會の發達進歩を促したのであります。併し其の文には文弱の弊を伴ひ、其の武には粗暴殺伐の害を伴ふものでありますから、此の點に於て深く誠めねばならぬのであります。例へば火は人生一日も缺くべからざるものでありながら、猛火一たび其の威を振ふや、山を焼き野を焼き、家を焼

右文左武

得失利  
文道  
武調和

き財を焼き、人畜を死傷せしむるに至るものであります。水は又た人生一日も缺くべからざるものでありながら、河川汎濫して堤防を決壊し、或は海嘯大に至るに當りては、家を流し人畜を溺らし、郷邑を没し山野を覆し、其の慘狀言ふに堪へざるものがあります。風にしても雨にしても亦た其の通りで、五風十雨其の順を得れば、五穀豐穰、民生鼓腹の樂があり草木も雨露を得て花咲き實を結ぶのであります。若し其の風にして強きに過ぐるならば、大木を倒し、人家を覆へし、千里一掃、索寞蕭條の慘害を極め、若し其の雨にして多きに過ぐるならば、田園化して湖海となり、五穀穰らず餓孚路に滿つるの慘狀を呈するのでありますから、雨露の恩は尊しとは言ひながら、風雨の害は恐るべきものがあります。即ち花を咲か

文の徳

すの雨は、又た花を散らすの雨でありまして、苟も天下の事物一得あれば一失あり、一利あれば一害あること、嘗に水火風雨のみではありません文武の利弊も亦た斯の如きものであります。今よりして千歳の昔を釋ね、千歳の後よりして今を知らしむるは、文の徳であります。古の聖賢と共に道を談じ、更に百世の儀範を後昆に傳ふるのも、文の徳であります。東西萬里を隔て、相語り、時の古今を通じて成敗の跡を明にするのも、亦た文の徳であります。故に學徳兼ね備はり、智仁相待ち、以て教化撫育の功、勸善懲惡の績、民俗敦厚の美を期し、文明の進歩と國運の發展を促し、其の極遂に天地を動かし鬼神を泣かしむるに至るも、皆是れ文の徳であります。

【明治天皇御製】

よきを取りあしきを捨て、外國に

おとらぬ國となすよしもかな

文の弊

併しながら學を講ずるも徒らに空理に馳せ、文字を解するも之を活用するの途を知らざる腐儒に至つては、却て國家を害するとも何等の益する所あるものではありません。或は因循姑息、或は古人の糟粕を嘗むるに汲々として、毫も新進開發の銳氣あることなく、或は輕佻浮薄、或は柔弱華奢、或は淫逸遊惰にして、國民の元氣を消失し、遂に國家を衰亡の悲運に陥らしむるが如きは、皆文弱の弊であります。今の青年或は星を歌ひ、或は董に憧憬がれ、惰弱に流れて氣骨を失ひ、甚だしきは男子にして脂粉を施す

者あるに至りては、其の弊も亦た極れりと言ふべく、國家の爲め實に痛歎に堪へぬ次第であります。

骸骨の上を糞ふて花見かな

【鬼貫】

文の徳極めて大にして、其の弊の憂ふべきこと又た斯の如きものがあります。而して武も亦た其の通りで、義を見て行ふの勇、身を殺して爲すの仁は、鬼神を感動せしむるに足り、名利を求めず、水火を辭せず、私利を争はず、權勢に阿らず、富貴に媚びず、生死を顧みず、一に君國の爲めに純忠至誠を捧げ、剛毅朴直質實廉潔沈勇大略なるもの、是れ實に武道の極意で又た武人の典型であります。

武の徳

餌につかぬ魚の心はあら磯の

波より外に知るものもなし

【禪智和尚】

武の弊

併しながら粗野狂暴にして争鬪を好み、濫りに于戈を弄して殺伐を行ふは即ち又た武の弊であります。之を一人にしては其の身を破り、之を一國にしては其の國を亡ぼし、四海の安寧協和を求むるに所なきのみならず、一家さへも仁に興るを得ず、一郷も亦た義に進むを得ることが出来ないであります。ナポレオン戰を論じて、『徳の力は體の力に十倍す』と言ひ、スマイルスは『國の強弱は民の品性と行爲にあり』と言ひ、孫子には『兵は危道なり』と説いてあります。苟も人皆口を開けば則ち富國強兵と

謂ふを常とするのでありますが、併し其の國の強いのは、唯だ其の兵の強いのに由る計りではありません。國民篤く道を信じ、進んで其の徳を行はなければ、真に其の國の強いものではありません。然れば文を右にして文弱の弊に陥らず、武を左にして狂暴殺伐の害を招かず、其の文は其の武を補ひて

【明治天皇御製】

國をおもふ道に二つはなかりけり

いくさの庭に立つもたゝぬも

と仰せられたる大御心を體し奉り、其の武は其の文を補ひて

【明治天皇御製】

山を抜く人の力も敷島の

大和心ぞもとるなるべき

と仰せられたる大御心を體し奉らば、即ち文武兼ね備はり、威徳並に高く、其の弊を伴ふが如きことは決して無いのであります。

然るに皇室の藩屏たる華族、若くは上流社會の人士が、文弱にして驕怠奢侈を事とし、柔惰にして剛健の志氣を失ふならば、何を以て儀範を世人に示す事が出来ませう。且つ夫れ皇室の藩屏たるは獨り華族のみに止まるのではなく、億兆の臣民は皆是れ皇室の藩屏でありますから

【明治天皇御製】

時はかる器の針のともすれば

現代の  
時弊を  
矯めよ

くるひがちなる人の世の中

との御製を畏み奉りて、敢て或は荒怠に陥ることなきを誡めねばならぬのであります。而かも選良たるべき筈の議員にして、或は私利の爲めに公益を破り、或は私黨の爲めに國家の利害を顧みず、若くは官吏にして商賈と結托し、軍人にして廉耻を破り、僧侶にして銅臭に執着し、俗流に投じて射倖を事とし、教育の任にある者にして、賄賂の厚薄を以て教科用書を左右にし、青年子弟は虚飾虚榮に馳せて、其の學藝業務を度外視するならば、何を以て國民の風紀を矯正し、道義を振興し、以て國家を泰山の安きに置く事が出来ませうか。

【明治天皇御製】

ともすればかき濁しけり山水の

澄ませばすまむ人のこゝろを

上下徳を一貫に  
し貫く  
に誠  
すべし

故に上下其の徳を一にし、億兆皆正義に則り、公道を踏まなければ、雷に國家の隆昌を期するを得ない計りでなく、實に國家を危殆に陥らしむるものでありますから、綱紀の振肅を圖り、民俗の敦厚を促す事は、現代國民の急務であります。苟も國運の發展を期し、國民の品性を高めんとするならば、皆各々其の職を勵み、其の業を勸め、昭代忠良の臣民たる大責務を自覺し、向上發展の勇氣を奮ひ起して、浮華輕佻を誡め、柔弱遊惰を卻け、淫逸奢侈を排し

【明治天皇御製】



ともすれば浮き立ちやすき世の人の

こゝろのちりをいかではらはむ

との御製を畏み奉りて、信義を重んじ、禮節を尙び、戊申詔書の聖旨を服膺して、誠實俗を成し、敦厚風を作り、華を去り、實に就き、堅忍自疆倦まず撓まず、質素儉約、恭敬輯睦、貫くに一誠を以てすべく、殊に青年男女の風儀に於て最も深く誠めねばならぬのであります。

第二話 社交及世務

日本國  
民家と臣

國家は一人より成るものでなくして、衆團と社交とは人類の天性であります。即ち國家は意思の統一せる民衆の團體が、一定の領土に據り、獨立の

主權を以て統治せらるゝ者でありまして、殊に我が日本帝國は、天つ神に依りて生成せられ、家族制より發展して萬邦無比の國體を成し、君臣は親子であり、一國は一家であり、斯くて、上下の和合、臣民相互の情義の厚き事は、又た世界無比であります。

【明治天皇御製】

日にそへてけしきやはらぐ春の風

四方の草木にいよゝ吹かせむ

斯る世界無比の國體と君臣の情義とに加ふるに、人類の天性たる團結和合の實を鞏固にし、公人社交の精神を擴充して、始めて公共生活の幸福と安全とを期することが出来るのでありますから、公德を守ると言ふ事は、

公共生活  
の幸福と  
安全

公德の  
意義と  
其の要  
旨

○風紀篇

一三八

社交上の一大要務であります。而して公德とは私徳に對する稱でありまして、私徳とは單に一私人として自己を守るの徳のみを言ひ、公德とは廣く公共に對するものを言ふのであります。併しながら公共を離れて私人の存在なく、私人を離れて公共の成立する筈もありませんから、公德以外に私徳の獨立を認める事も出来ず、私徳のみで團體生活を營むことも出来ません、而かも之を公私の兩徳に分つのは、唯だ個人と公共との對象に依るのであります。公德の要旨とする所は、自己を顧みずして他人及び公共の權利と名譽を尊重し、其の安全と幸福と自由とを害することなく、誠心誠意を以て公民たるの義務を行ひ、社交上の徳義を嚴守するにあります。

【明治天皇御製】

よしあしを人の上にはいひながら

身をかへりみる人なかりけり

若し夫れ自己のみあるを知る者は、公德の重んずべきを知らず、私欲を専らにする者は、公共の利害を顧みる者がありません。斯くて社會の安寧秩序は破壊せられ、人類の天性たる共同生活の實を失ひ、遂には國家の衰亡を招くに至るのでありますから、個人主義の危害は洵に恐るべきもので比較的公德心に乏しき我が國の青年は、特に茲に意を留めねばならぬのであります。

個人主  
義の危  
害

【明治天皇御製】

天をうらみ人をとがむることあらじ

○風紀篇

一三九

わがあやまちをおもひかへさば

苟も國家の臣民として、又た社會の一員として、公共生活の幸福と安寧とを享受する以上は、公益と世務の爲めに努むるは、公民として當然の本分であります。殊に廣大無邊の皇恩に浴し、日月に等しき皇徳を蒙りつゝ、世界無比の康福に安んずる吾等國民は、一意専心、報效の至誠を捧げて、犠牲的精神を發揮し、私利を抛ちて公益を圖り、一身を顧みずして世務に盡すべきは、固より言ふ迄もない事であります。

【明治天皇御製】

白雲のよそに求むな世の人の

まこと道ぞ敷島のみち

公益と世務に對する本分

公益と私慾と

そも／＼公益とは、社會公衆の幸福利益を言ふのでありまして、之に對する個人の幸福利益を私益と言ふのであります。併し私益は私慾ではありませんが、私慾は利己本位で、他人の利益を害しても自己の慾望を満さんとするものでありますから、眼中には利己の外、公共もなく社會もなく國家もないのであります。之に反して私益とは、専ら自己の勤勉節制忍耐精勵に依て得たる正當の利益で、従つて公益に合致するものでありますから、公益の爲めの善行は、又た必ずや正當の私益を伴ひ、正當の私益は、又た必ずや公益を補ふものであります。即ち個人が一定の職業に依りて正利を收め、以て一家を經營するの私益は、兼ねて又た社會の幸福を増進すべき公益たるのであります。

〔明治天皇御製〕

小山田の里の煙もとしぐぐに

立ちそふ世こそ樂しかりけれ

若し夫れ不正手段を以て私腹を肥し、奸曲詐謀を以て私慾を満たさんとするが如きは、當に公益を害し、世務を妨ぐるのみでなく、又た其の私益をも併せて失ふに至るのであります。之に反して正當の私益をも抛ち、公益の犠牲と爲つて一身を世務の爲めに捧ぐるの大義高節に至つては、仰いで百世の師とすべく、傳へて千歳の範とすべきものであります。

〔明治天皇御製〕

雲の上になちさかえたる山松の

私慾の禍害と  
大義高節の美徳

高きにならへ人のこゝろも

須らく此の御製の大御心を奉體して、國家社會の福利を期し、其の心を高大にして風紀の振作を圖らば、萬人齊しく其の徳を仰ぐこと、猶ほ山松の高きを望むが如きものあるであります。

第三講 選舉と言論

第一話 選舉の公正

國民の風紀にして嚴肅ならざる限りは、到底選舉の公正を保つことが出来るものではありません。苟も立憲政治の恩澤を享受せる吾等國民は、憲法に規定せられたる義務を恪守し、又た之に依りて得たる權利を尊重する

立憲國  
民の本分

選挙は  
権利に  
して又  
義務な  
り

は、立憲國民の本分たること勿論でありまして、議員の選挙は、即ち立憲國民が尊重すべき権利の一であります。其の議員には國會、府縣郡會、市町村會議員等の別がありますけれども、國家及び自治體の政務に參與すべき名譽の代表者たるは同一であります。此等の代表者を選挙するに當つて公正無私たるべきは公民當然の責務でありますから、此の點より見れば選挙は又た國家及び公衆に對する義務であると言ふ事も出来ません。

【明治天皇御製】

ちよろづの民よ心をあはせつゝ

國にちからをつくせとぞ思ふ

今茲に議會と政府との關係を述べて、更に選挙者及び被選挙者の心得を説

政府と  
議會

明しやうと思ふのでありますが、我國に於ては天皇は萬機を御親裁あるせ給ふと共に、國務の執行は之を輔弼の臣に命じ給ふに依り、乃ち中央政府があり地方廳があり、以て行政の機關を具備し、以て政務を圓滑敏捷ならしむるのであります。

【明治天皇御製】

うつせみの世はやすらかに治まりぬ

われをたすくる臣のちからに

明治十八年新に内閣官制を定め給ひて、維新の初め古制に則りて置かれたる太政官の諸職を廢し、更に内閣總理大臣及び宮内、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の各省に大臣を置き、宮内大臣を

内閣官  
制の新  
定並に  
宮内、  
宮中、  
樞密院

除くの外の十大臣を以て内閣を組織し、國務執行の責任に當らしめられ、宮内大臣は皇室百般の事務を處理し、又た華族を監督し、宮中には別に内大臣ありて、常侍輔弼の大任を帯び、御璽及び國璽を尙藏し、詔書並に勅書等の文書に關する事務を掌り、又た宮中顧問官ありて、宮中の事に關し御諮詢に應へ、明治二十一年新に樞密院を設けさせられ、顧問官を置き天皇の最高諮詢府として御諮詢に應へ、以て重要な國務を審議せしめられるのであります。

【明治天皇御製】

いそのかみふるきためしをたづねつゝ

新しき世の事もさだめむ

帝國議會の組織及び權限

既にして憲法の制定があり、明治二十三年十一月始めて帝國議會を開かしめられたのであります。而して議會は合議體の議決府で、貴族院と衆議院とより成り、其の貴族院は、皇族、華族、勅任の議員を以て組織し、其の勅任議員には、勅選に依るものと、多額納稅者互選の上勅裁任命に係るものとあります。又衆議院は選舉法に依り國民より公選せられたる議員を以て組織するのであります。斯くて議會の權限は、政府の提出する法律案、豫算、國債及び其他の國庫負擔の協賛、決算の審査、財政の監督を爲し、又た法律案の提出、上奏、建議、人民の請願を受けて意見を附し、議員の資格を審査し、其の非違を懲罰する等の權能を有するのであります。是に於て政府と議會が和衷協同して大政を贊襄するは、即ち憲政の本旨で、國

家民生の康福は此の本旨を貫徹するにあります。

【明治天皇御製】

國民の力のかぎりつくすこそ

わが日の本のかためなりけれ

選舉者及被選舉者の心得

然れば議員の責任は頗る重大で、従つて議員の選舉者も亦た重大なる責任を有するものでありますから、獨り國會議員と言はず、府縣郡會議員と言はず、市町村會議員と言はず、苟も議員を選舉する者は、一に正義に則り至誠に出で、以て選舉の公正を期すべきは勿論の事、被選舉者も亦た公道に依りて節義と進退を共にし、敢て或は陋劣醜惡の行爲あるべからざるは多言を要する迄もありません。

公民の耻辱

若し夫れ選舉權を放棄する者あるが如きは、自己の立憲國民として尊重すべき權利と義務とを顧みざる敗徳の行爲であります。或は又た選舉權を濫用するも、同じく國家及び公衆に對する罪惡の行爲でありまして、情實と利慾と權威などの爲めに制せられ、不常なる議員を選舉して公益を害するが如き者に對しては、固より選舉取締法の觀過せざる所ではありますけれども、選舉の公正を取締法に待ち、國民の風紀を法律に依て整へられんとするは、公民としての大なる耻辱たると同時に、實に立憲政治の恩澤を無視し、且つ其の價値を解せざる者と謂はねばなりません。

第二話 言論の慎重

立憲國  
民の覺  
悟

そもく立憲治下の國民は、自他の權利を尊重すると共に、又た其の義務を履行せねばなりません。即ち國家は臣民の權利を保護するに因て、又た其の義務を盡さしめるものでありますから、裁判制度、警察組織等の機關を設けて、國民の權利を保護しつゝあるのであります。

【明治天皇御製】

あらし風ふせぐ夜守のありてこそ

世の民草はやすけかりけれ

故に國民は法律の定むる所に従ひ、兵役及び納税等の義務がある所以で、更に又た居住、移轉、集會、結社、信教、著作、言論等の自由を附與せられてゐるのであります。若し夫れ自己の權利を公設機關の保護に訴へ、

或は其の義務を國家より強制せらるゝが如きは、道義の衰頽を示すもので忠良なる臣民の天地に耻づべき次第であります。

【明治天皇御製】

やすくしてなしえがたきは世の中の

人の人たるおこなひにして

殊に言論の自由を附與せられたる以上は、即ち其の自由に對して却て慎重の態度に出でねばならぬのであります。若し誤つて自由と濫縦とを混同する時は、禍其の身に及びて、遂に世に葬らるゝ事あるに至り、又た不測の危害を國家公衆に及ぼすものであります。故に諺にも『口は禍の門』と言ふ事がありますから、一言一語とても禍福の依て岐かるゝ所なるを思

言論自由  
と濫縦



はねばなりません。

【昭憲皇太后御歌】

すぎたるは及ばざりけりかりそめの

言葉もあだに散らさざらなむ

これを日常應對の談話に見ても、冗舌駄辯ならんよりは、寡言慎重なるを尊び、緊切なる一語は、無益の萬言よりも勝れることは勿論であります。故に多辯不實行は罪惡であつて、言行の一致、寧ろ不言實行は公私共に美德であります。パスカルの教訓に

冷言は人を凍らし、熱言は人を焦し、苦言は人を苦くし、怒言は人を怒らし、温言は人を快くす。

とあるは、其の言語の使用法と應對振りとに依て、人を怒らしもし、人を快くもするもとで、言語の最も大切で且つ慎むべき事を説いたのであります。又た中根東里の壁書に

一、辭はゆるくして誠ならん事を願ひ、行は敏くして厚からんことを欲す。

一、病は口より入るもの多し、禍は口より出づるもの少からず。

とあるのも、皆温言にして慎重なるべきを誡めたものであります。個人の日常に於ける言語の慎むべきは、右に述べたる通りであります。社會公衆に對する言議論説に至りては、更に幾倍の慎重を加へねばなりません。尤も慎重と言ふ事は、必ずしも寡言沈黙なれと言ふのではありませぬ。

せん、雄辯も結構であり、達文も結構でありますが、其の言論の趣旨が人を害し國家を賊ふが如きものならずして、人を益し國家を利する所のものでなければならぬので、即ち其處に慎重の意義が大切なる譯であります。例へば公會に臨みて演説し、新聞雜誌を以て論議を試み、或は小説に寫すに人情を以てし、又は大小の議場に立ちて政務を論じ、若くは他人の説議を評論し、學術技藝の研究を發表するに當りても、常に責任を重んじて國家社會の利害禍福に鑑み、決して放論暴説を取てすべからざるは勿論であります。事苟も外交に關する論議の如きは、唯だ一句の失言を以て國家の威信を輕重するの場合などもありますから

【明治天皇御製】

くもりなき心の底のしらるゝは

言葉の玉のひかりなりけり

【同上】

言の葉の上に句ひてゆかしきは

人の心の花にぞありける

と仰せ給へる大御心を畏み奉りて、一言隻句も誠心誠意より出づるものでなければなりません。故に言論は之を爲す者の自ら慎むべきは勿論であります。但し、社會公衆は又た之れが監督の任に當らねばなりません。若し夫れ民風を惡誘し、治安を妨害し、危険思想を挑發せしめ、國家を蠱毒するが如き言論を爲す者あらば、公衆は之を國家の處罰に待つに先だち、自

自他互  
に言論  
の監督  
者たる  
べし

ら進みて早く制裁を加ふるの覺悟なくてはなりません。併し斯る制裁も之を未然に防ぐの優れるに若くものはありませんから

【明治天皇御製】

塵の世に身はまじるとも人皆の

心は常にはらひきよめよ

との大御心を體し奉らば、各自の言論も亦た自から慎重にして、一言一句も悉く誠心より出づるに至るでありませう。血氣未だ定らざる青年は殊に此の點に深き注意を要するのであります。

第四講 都會と地方

第一話 浮薄と質實

國家を組織するものは何ぞ

國家を組織するものは、堅壘でもなく、砲臺でもなく、城門でもなく、都邑でもなく、港灣でもなく、山河でもなく、實に高尚なる品性と善良なる風習氣魄を有する國民であります。而して世界に於ける幾多の國家の中で善く平和を保ちて億兆其の堵に安んじ、益々國運の發展を期しつゝあるものは、即ち富強を致すのであります。之れが原因は質實剛健なる國民精神を經とし、物質的文明を緯として、其の錦繡の美を織り成せるもので、決して偶然の結果ではないのであります。殊に今日の隆盛をして將來に持續せしめ、且つ益々其の隆盛を加へんことは、之を青年者の奮勵に待つ

でありますから、一國の隆替興亡は、齊しく其の國の基礎たる青年者の双肩に懸つてゐるのであつて、青年の責任は實に重大なるものであります。今や我國に於ては、都鄙の別なく青年團體を組織し、心身の鍊磨、思想の交換、風俗の矯正、事業の協力經營等を計りつゝあるのは、洵に國家の幸福であります。併し益々其の意思を鞏固にし、着實に健剛に事に當り、敢て時流を追はず、大言壯語を快とせず

【明治天皇御製】

進みたる世にうまれたるうなるにも

昔の事をまづをしへなむ

との大御心を體し奉りて、古きを温ねて新きを知り、昔を究めて今日

ある所以を明にし、本末を辨へて前後を誤らず、自主自立の精神を以て恒久不撓、剛健質實、克く國家の隆盛を期すべく、奮勉努力せんことを望むのであります。尤も青年をして斯る精神を培養せしむるは、一に教育の效果に頼り、先進師父の陶冶に待ち、以て國民道徳の向上と、學術技藝の進歩とを期し得る所以であります。完全なる教育の目的を達するには、家庭と學校と相倚り、社會の家庭と一致し、家庭學校社會の三者一體となつて、協力同心なるを要するのであります。或は子弟の資性には鋭敏と魯鈍の別はあるにしても、學びて得ざる者はなく、習ひて進まざる者はありません、唯だ其の進度に遅速あり、其の成果に大小の差あるに止まるのみで、彼の苗にして秀でずと言ひ、或は秀で、實らずと言ふ者は、其の天稟

の資性の然らしむる所ではなくして、専ら培養教化の法の宜しきを得ざるに因るのであります。然れば璞玉と雖も、磨かざれば美光を發たず、莫耶の劍と雖も、研がざれば利鈍を分つことの出来ないのは

【昭憲皇太后御製】

磨かすば玉の光りはいでざらむ

人の心もかくこそあるらし

との御歌にも拜誦せらるゝ通りで、教育訓陶の功を積まなければ、到底智能を啓發し、徳器を成就するを得ないのであります。今や我國の教育は、日に開け月に進み、家に不學の子弟なく、邑に蒙昧の青年なく、幽谷の間に兒童の讀書の聲を聞き、海隅の懸崖に白堊の校舎あるを見るに至り、學

術技藝の進歩に伴ひて、益々物質的文明の發達を促し來れるは、洵に慶すべく賀すべき次第で

【明治天皇御製】

あめの下にぎはふ世こそたのしけれ

山の奥まで道のひらけて

と仰せられたるこそ、畏しとも畏き極みであります。既に明治二十三年の教育勅語に於て、億兆臣民の嚮ふ所を宣らせ給へるにも拘はらず、憾むらくは臣民未だ聖旨の萬一にも副ひ奉らずして物質外觀の美は、精神教養の内實と相適はず、勇邁剛健の民性と、敦厚醇良の美風とは、徳義廉節と共に地を拂ふて去らんとし、殊に青年子女は、自制を忘れて放縱に

陥り、時流を追ひて浮華に趨り、謙讓を卑屈なりとし、質實を粗野なりとし、亂暴と剛勇と、恭順と怯懦と、自重と傲慢と、忍耐と執拗と、守成と頑固と、沈着と無氣力と、進歩と急躁と、活氣と客氣と、改革と破壊と、果斷と無謀と、熟慮と優柔と、自由と放肆と、吝嗇と節儉と、快活と輕卒とを混同し、其の實なきも其の虚を飾り、向上發展の志なくして、墮落の深淵に身を投じ、再び浮ぶ瀬もなき社會の廢物となる者數ふるに勝ふべからざる有様でありまして、之れが渦湍の中心は、即ち都會の地であります。斯くて萬丈の紅塵は無數の罪惡を含みて、其の濁流は滔々として地方に波及しつゝありますから、地方在住の父兄は、其の子弟を都門に送つて學業を習得せしむるを躊躇する譯であります。又た既に其の子弟を都門に

青年の  
墮落

送れる者は、朝夕其の子弟の安否と勤怠とを憂ひて、日夜其の成業を祈り指折り數へて錦衣歸郷の口を待つこと、恰も大旱に雲霓を望むが如きものがあります、然るに何ぞ計らん此等の子弟は、『男兒志を立て、郷關を出づ、學若し成らすんば死すとも歸らず』と豪語したる其の舌の根の乾く間もなく、足一たび都門に入れば則ち父母を忘れ、家を忘れ、郷里を忘れ、勿論我が身をも忘れて、學資を浪費し、學業を放擲し、醜行を事とし、虚榮を喜び、虚飾を競ひて、墮落に沈み、以て其の將來を誤る者甚だ尠くないのであります。斯くて血に泣くの父兄は家郷にあり、墮落の子弟は都門にあり、而かも其の數幾萬を以て算するに至つては、慄然として夏猶ほ膚に粟するを禁じ得ないのであります。

【明治天皇御製】

ものまなぶ道に立つ子よおこたりに

まされる仇はなしと知らなむ

斯の如く都會にあるの青年は、物質上には華奢に流れ、其の意志に於ては優柔に陥り易いのでありますから、勿論其の思想は浮華軟弱で、其の日常生活は奢侈贅澤に流れ、心に錦を飾らずして外觀の美を粧ひ、身に智能なくして口に大言壯語を敢てし、其の淺薄にして輕浮なるは、慨きても尙ほ餘りある次第であります。切めては地方にある青年が、質實剛健であつて欲しいものであります。

底ひなき淵やはさわぐ山川の

淺き瀬にこそ仇波はたて

【素性法師】

即ち質實剛健でなければ、淺瀬に仇波の立つが如く浮薄に流れるものでありますから、吉田松蔭の士規七則の第四にも

士の行は質實にして欺かざるを要と爲す、巧詐文過を以て耻と爲す、光明正大皆是より出づ。

と誠めてあります。然れば都會の風俗は紊亂しても、地方の風俗が醇良敦厚であり、地方の青年が質實剛健であるならば、國家の爲めに左程憂慮するにも及ばぬのであります。何となれば地方は實に國家の基礎であつて、地方青年の風紀は直に國家の隆替に關するものであります。尤も都會も地

方も相共に敦厚の美風を具へて、華を去り實に就かば、之に過ぎたる幸福はないのでありますが、元來都會の風俗は朝夕に變動するに反し、地方の風俗は靜止的で且つ統一せられてゐますから、一度惡風に感染し、惡習に陥るならば、之を矯正することが甚だ困難なる代りに、其の良習美風も亦た容易に消滅することがありませんから、地方は實に遺憾なく其の國民性の現はれてゐる場所でありまして、地方の風習が亂れ、其の人心が浮薄に流れることが、直に其の國民性の墮落を示すものでありますから、

姿こそ深山がくれの朽木なれ

心は花になさばなりなむ

と西行法師の詠める如く、其の心を花にして、都會より侵入し來らんとす

る惡風は、極力之を防止し、之を反撥せねばなりません。そも、地方の青年が都會生活を羨むのは、既に舊時代の思想でありまして、今日に於ては青年各自が其の責任を自覺し、其の本分を自覺し、各自の郷村の爲めに奮勉努力して、其の郷村の發展を期し、其の郷村の幸福を増進せしめ、國運隆昌の大基礎を鞏固にするの覺悟と決心とに依り、獅子奮迅の勢を以て勇往邁進せねばならぬ時代であります。且つ又た郷村に於ける各人各家隣保相互の交際は、都會の如く一時的のものではなく、先祖以來何百年間の交際であつて、氏神も産土神も同一であり、一門親族も同一の地域に廣がり、風俗習慣も都會の如き激變なく、人情も亦た都會の如き浮薄なるものがありませんから、中井竹山の教訓に、



無用の物は、僅の物にても調ふべからず、入用の物は、僅にても無用の事に費すまじく、儉を守りて客に落つべからず、禮を行ひて奢に入るべからず、客は儉に近し、奢は禮に似たり、能々辨ふべし、衣服諸道具のみ美麗を好むこと世間一統なれども、我心の見苦しきを如何と思ふ人なし、淺ましき事ならずや。

と見え、皆川淇園の教訓に、

衣服は何の爲めにか着る、寒さを凌ぎ暑さを厭はんが爲めなり、さすれば寒からず暑からず着ば、粗服にても厭ふことあるべからず、美服に奢るは未だ寒暑の身に滲まざるが故なり。

と見え、更に太田錦城の教訓に、

飲食も成るべく丈薄くすべし、房室もなるべき丈は少くすべし、是れ身を全ふするの法なり、衣服も成るべき丈は質素なるべし、器用も成るべき丈は儉朴なるべし、屋室も成るべき丈は卑陋なるべし、是れ家を守るの法なり、奢侈の心を抑へ制すると、放縱の欲を抑へ制すると、天下國家を治むる人も、一身を守る者も、抑の一字至近切要の學なり。

とあるは、地方郷村に於て實際に見る所の美風でありまして、國民道德の基礎は地方郷村の道徳美風にありと言はねばなりません、故に農村にして衰微すれば、一國の隆盛は期すべくもなく、又た固より都會の繁榮も望むことが出来ません、然るに其の農村の青年、其の郷邑の青年が、元氣もなく柔惰に陥り、風儀が紊れて素行が修らず、勞を避け逸を貪るやうでは、

其の郷邑の發展を期すべからざるは勿論、國家の隆盛も得て望むことは出來ないのであります。今や交通の便は日に開けて、都會と地方との連絡は益々密接するに従ひ、都會の浮薄なる惡風は盛に地方村落に侵入して、實の美風を破壊すべく天下を席卷しつゝあるのでありますから、地方の青年は其の惡感化を受けて質素儉約を忘れ、奢侈贅澤に流れ、其の意志は薄弱に、其の氣力は懦弱に陥り、體格までも纖弱軟柔に化しつゝあるのは、實に寒心すべき極みであります。現に地方の青年にして銀行員たり會社員たる者が、其の行金を費消し、其の會社の金を盗みなどして、前途多望の秀才と言はれたる者、一朝法律上の罪人となり、生涯社會より驅逐せられて、悲慘の將來を泣き暮らす者の尠くないのは、皆此の意志の薄弱と、奢侈

修飾の結果であつて、身分不相應の贅澤を極めるから起るのであります。然れば誠むべきは浮薄であり、守るべきは質實であります。

第二話 偉人と風土

人は天地萬象の中の一つで、人の本心と宇宙の精氣とは一致すべきものでありますから、人の本心を發揮したものが、即ち宇宙の精氣と合體し、人と天地と同體に歸するものでありまして、其の宇宙の精氣は自動自力の絶對で、人は此の自動自力の絶對の一部分たる以上は、偉人と風土と密接の關係あるは勿論の事であり、然らば其の偉人とは如何なる者であるかと申すに、人格に於て衆に擢んで、精神氣力に於て衆に擢んで、事業功績

に於て衆に擢んで、道德に於て亦た衆に擢んでたる者が、即ち萬全なる偉人であられます。故に雨森芳洲も『謂ゆる聖人は即ち英雄の極なり』と言つて居ります、然れば至聖にして始めて萬全なる偉人と稱すべき者でありますから、世に英雄と言ひ豪傑と稱する者は、同じく偉人たるに相違はありませぬが、未だ萬全なる偉人とは言はれぬかも知れませんが、例へば武田信玄も上杉謙信も軍事上の偉人であり英雄豪傑であります、徳川家康は政治上と軍事上とを兼ねたる偉人であります、併し孔子、釋迦、基督の偉大なるには遠く及びませぬから、一概に偉人と言ふ中には、小偉人もあり大偉人もありますが、此處には此等の區別を詮索するの必要がありませんから専ら偉人と風土との關係を研究して、偉人の依て生ずる所以を考へて見た

いのであります。

【後宇多天皇御製】

時しあれば谷より出づる鶯に

世をたすくべき人を問はばや

偕て古來より『時勢は人を生むと』言はれて居りますが、成る程『國亂れて忠臣現はれ、家貧にして孝子生ず』と言ふ通り、時勢と境遇とが偉人を生むものであります、即ち孔子孟子が支那春秋戰國の時代に生れて人道王道を説き、釋迦は印度に於ける階級制度の積弊を打破すべく摩喝陀國に生れて佛教を起し、基督は世界的宗教を始むべく猶太に生れて十字架の上に其の身を犠牲としたのであります、併し孰れも皆新なる時勢を開いて、世

時勢は人を生む  
時勢は人を生む  
時勢は人を生む

を救ひ人を救ふて居りますから、忠臣現はれて國治まり、孝子出で、其の家を全うするが如く、時勢と境遇に刺激せられて生じたる偉人は、更に又た新なる時勢と境遇とを作るものでありますから、ナポレオンは境遇か、我れ境遇を作る

と言つて居りますが、實に其の通りで、時勢と境遇に依つて生れたる偉人は、又た時勢と境遇の開拓者であり征服者でありまして、エルヴキングが小人の精神は不幸に遇へば輒ち屈伏す、大人の精神は之を凌駕して上ると言つて居る通り、艱難に克ち、不幸を凌駕し、禍を轉じて福とするのが、即ち偉人たり大人たる所以で、何人と雖も此の偉人たり大人たり得るのであります、唯だ自から爲さるのみで、能はざるのでは決してあり

自然の  
化育の  
人為の  
教養の  
鍛錬の  
自己の

ません、勿論偉人とても凡人と同様に家庭に生長し、其の郷里も亦た凡人に異なる所はないのでありますが、併し多くの偉人は山川河海の風土の絶勝を背景として生れ、其の郷里の山川風土に化育せられて、大自然の訓陶に浴し、其の郷里の人情風俗に感化せられて、人為的の教養を受け、而かも尚ほ自から修養鍛錬を積んだ者であります、即ち孟子が

仁者は山を樂み、智者は水を好む。  
と言つたのも、仁者は靜なること山の如く、智者は動くこと水の如きの性狀を言ひ現はしたものでありますから、既に人は山川河海の風土の形勝に依つて大自然の感化を受ける者である以上は、其の形勝の異なるに従つて又た其の人物に多少の差別がある譯であります、例へば峩々として雲表に